
令和6年 第4回 高千穂町議会定例会会議録(第3日)

令和6年12月17日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和6年12月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第84号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第85号 高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第86号 高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第84号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第85号 高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第86号 高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 一般質問

出席議員(13名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 藤田 利廣議員 | 2番 田中 義了議員 |
| 3番 佐藤さつき議員 | 5番 板倉 哲男議員 |
| 6番 磯貝 助夫議員 | 7番 本願 和茂議員 |
| 8番 中島 早苗議員 | 9番 馬原 英治議員 |
| 10番 坂本 弘明議員 | 11番 工藤 博志議員 |
| 12番 富高健一郎議員 | 13番 富高 友子議員 |
| 14番 佐藤 定信議員 | |

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 興梠 恵志

書記 興梠 貴

説明のため出席した者の職氏名

町長	甲斐 宗之	副町長	藤本 昭人
教育長	戸敷 二郎	総務課長	興梠 貴俊
財政課長	霜見 勉	総合政策課長	湯川 哲
税務課長	谷川 保孝	町民生活課長	佐伯 竜也
企画観光課長	安在 浩	福祉保険課長	飯干 由紀
農林振興課長兼農業委員会事務局長			佐藤 峰史
農地整備課長	江藤 武憲	建設課長	甲斐 徹
会計管理者	佐藤 美和		
保健福祉総合センター所長			工藤加代子
上下水道課長	飯干 和宣		
教育委員会次長兼教育総務課長			林 謙一
監査委員	中尾 清美		

午前10時00分開議

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御着席ください。

○議長（坂本 弘明議員） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 議案第84号

日程第2. 議案第85号

日程第3. 議案第86号

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、議案第84号から日程第3、議案第86号までの、議案3件を一括議題とします。

初めに、この議案3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、磯貝助夫議員、登壇願います。

○総務産業常任委員長（磯貝 助夫議員） 第4回高千穂町議会定例会において、総務産業常任委員会に付託された総務課所管3件について、令和6年12月11日に審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により下記のとおり報告いたします。

総務課所管。議案第84号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について。

今回の改正は、令和6年8月8日の人事院勧告に基づく改正であり、月例給において民間給与との格差2.76%、1万1,183円を解消するため、若年層に重点を置き、行政職では給料月額を高卒初任給で12.8%、2万1,400円、大卒初任給で12.1%、2万3,800円、平均改正率で3%引き上げるものです。

また、期末手当については、年間の支給月数を職員で2.45月から2.5月へ0.05月分引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員は1.375月から1.4月へ0.025月分引き上げられます。

勤勉手当については、年間の支給額数を職員で2.05月から2.1月へ0.05月分引き上げ、再任用職員で0.975月から0.025月分引き上げられます。

これに伴い、条文を改正するもので、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用されるものです。

説明が終わり質疑に移りました。

質疑、人事院勧告により、給与手当、期末手当だけでなく、その他の項目もあったと思う。全体像の説明や町の方針を示すべきではないか。

答弁、各種手当の変更等あるが、他市町村の情報を収集し、対応をしていく。

質疑、17日に採決された場合、支給はどうなるのか。

答弁、年内の支給となる。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について及び議案第86号高千穂町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、一括して説明を受けました。

この2件についても、令和6年8月8日の人事院勧告に基づく、期末手当等の改正であり、年間の支給月数を3.4月から3.45月に0.05月引き上げるものです。

これに伴い、条文の町長及び議員の期末手当を改正するもので、公布の日から施行され、令和6年4月1日から摘要されるものです。

説明が終わり、質疑に移りました。

質疑、データ管理は大丈夫か。

答弁、大丈夫である。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

今回の議案審査に対し、委員会から人事院勧告の全体像が分かる資料の提出を要望したところ、迅速に対応していただき資料の配付、説明を受けました。

以上、総務産業常任委員会委員長、磯貝助夫。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第８４号から議案第８６号までの討論、採決を行います。

初めに、議案第８４号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第８４号に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第８４号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第８４号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第８５号高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第８５号に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第８５号について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第８５号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第８６号高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第８６号に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第８６号について委員長報告のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 一般質問

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第4、一般質問を行います。

質問をされる方は、町長及び教育長の最初の答弁以降については、質問の内容に応じて答弁者を指名し、執行側の権限が及ぶ範囲内で再質問をお願いします。また、質問に徹し、要望やお願い、お礼の言葉を厳に慎むようお願いします。

最初に、工藤博志議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（11番 工藤 博志議員） 11番、工藤です。さきに通告いたしました当初予算編成について質問をいたします。

これまで当初予算編成については、各課からの事業額を算定し、財政課による査定、暫定予算の確定、次に町長査定で本予算額が決定の流れだろうと思っております。これに議会からの要望や提案が十分に反映されていることは少ないというふうに考えております。

地方自治体は、二元代表制であることは言うまでもありませんが、共に町民の代表である議員と町長がお互いに対等の立場で議論を重ね、町の発展に取り組むことは当然であります。

予算と執行権は執行機関、審議だけの議決機関では、果たして対等の立場と言えるか疑問を禁じ得ません。当初予算に新たにどのような事業が必要か、継続事業では必要に応じて事業費の増減などを協議する場を本予算決定以前に設けることはできないか伺います。

職員による行財政改革提案が実施されていますが、これまでの提案件数を伺います。また、実現数と内容及び事業費を伺います。

議員の一般質問での政策提案、予算決算の附帯意見や総括質疑での対応による事業費の増減など、どのように予算に反映されているか伺います。

コロナ禍で未曾有の世界的危機がある中、住民は自分の健康と生活の安心、安全意識がより強くなってきています。議会では、6月定例会終了後に4地区において議会報告会を実施しました。どの地区からも現実にあった要望、身近な不安の解消を訴えられています。議会は執行に伝えることはできますが、予算化までには至りません。町政報告会を実施し、町民の生の声をぜひ聞いていただきたいと思いますと考えますが、町長に伺います。

執行・議会・住民が三位一体となって予算をつくり上げる工夫をすることが町内に一体感・共存感・協調感も生まれ、町の活性化・発展も加速化するのではと考えますが、検討可能か町長に

伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

当初予算編成についての御質問であります。議員も御承知のとおり、自治体の統治機構は、憲法により、地方自治体の長及び議会の議員が共に住民の直接選挙で選ばれるため、二元代表制であるとされ、また、地方自治体の議会は、議事機関とされております。

また、地方自治法において、地方自治体の長は、予算案を調製する予算編成権、規則を制定することができる規則制定権、特別職や一般職員に対する任免権、所管する組織を編成する組織編成権という4つの権限を有しております。これに対し、自治体の議会には、大きな権限を持つ自治体の長に対する監視統制機能として、議案や予算案に対する議決権、自治体の長の不信任議決権、特別職人事への同意権、議会の調査権と4つの機能があります。また、自治体の議会の役割としては、自治体の長の政策立案や業務執行について監視する役割、自治体としての意思決定に関与する役割、政策提言の役割があるとされております。

最初に、協議する場を予算決定以前に設けることができないかについてお答えいたします。

現在の新年度予算編成の流れにつきましては、10月・11月に各課において予算を編成し、12月・1月で財政課査定から町長査定まで行い、2月に調製し、3月議会に上程をしております。予算編成前の7月・8月には、9月議会での決算審査準備や補正予算編成作業を行っており、協議する場を新年度予算決定以前に設けることはなかなか難しいものと考えます。

そこで、議員の皆様には、先に申しました、議会の持つ監視統制機能や役割により、適宜、一般質問や予算・決算委員会、各種会議の場などにおきまして、効率的かつ効果的な予算編成のための御提言や御意見等を頂ければと考えております。

次に、職員による行財政改革提案についてであります。まず、近年の提案件数につきましては、令和2年度が17件、うち入賞が2件でした。令和3年度が11件、うち入賞2件、令和4年度が6件、うち入賞が4件、令和5年度が2件、うち入賞2件となっており、令和6年度につきましては、11月末時点でゼロ件となっております。

実現数につきましては、優秀賞以上の入賞総数が8件、奨励賞を含めると10件のうち、一部実現や現在進行中の物を含め、6件となっております。実現した提案内容につきましては、次のとおりであります。

まず、財政課決済区分及び合議の見直しによる事務の効率化、町職員採用試験に関する提案、遺族の方に対する死亡手続の負担軽減について、事務引継書のひな型作成及び共有フォルダでの

係内共有、ベビーケアスペースの整備、若手職員による行政事業改善プロジェクトの立ち上げで
ございます。

事業費につきましては、町職員採用試験に関する提案で職員募集ポスター作製に18万
7,000円を計上しております。

そのほかは企業からの寄贈などもあり、消耗品程度しか必要としなかったため、提案実施時点
での事業費はありません。

しかしながら、今年度行う予定の授乳室の設置——これは予算が240万円ほどですが——そ
れなど、その後につながった提案につきましては、予算を計上しております。

また、現在行っております令和5年度提案の若手職員プロジェクトにつきましては、プロジェ
クト推進のための新年度予算計上を担当課が要望しており、今後査定を行う見込みであります。

また、これまで実現しなかった提案につきましては、今後、若手職員プロジェクトの中で検証
等を行い、修正や再提案も視野に入れて今後につなげていく計画としております。

次に、一般質問での政策提案、予算決算の附帯意見や総括質疑での対応による事業費の増減な
ど、どのように予算に反映されているのかについてお答えいたします。

高千穂町財務規則第10条第1項にて規定しておりますように、本年10月1日付で、令和
7年度当初予算編成方針を決定し、各課長へ通知したところであります。その令和7年度当初予
算編成方針内の予算編成過程において留意すべき事項の徹底した行財政改革の推進において、議
会決算委員会で指摘された事項や附帯意見、過去の予算査定や執行の際に指摘を受けた事項につ
いては、十分に検討を加え改善を図ることと記載しております。

この編成方針の内容については、10月1日の課長会で説明をし、全課へメールにて配信をし
ておりますので、予算編成に当たっては、各課、十分に考慮し、予算編成を行っているものと考
えております。

次に、町政報告会を開いて町民の生の声を聞く必要があるのではとの御質問ですが、議員御指
摘のとおり、各地区に出向き、広く町民の皆様の抱える不安や悩みをお聞きすることで、地域課
題をより深く理解することができるものと思いますし、そのことで、より実効性のある解決策に
つなげて、住民の福祉の向上が図れるものと考えております。

私がかねてより各地区の年中行事や各種団体のイベント等に可能な限り参加させていただき、
多くの町民の皆様と交流し、お話を伺うように努めております。また、町民の代表として町民の
皆様の御意見を集め、今後の本町のあるべき姿について御指摘・御指導を頂いている町議会議員
の皆様方、各地区の住民自治の中心となって活躍をいただいている自治公民館長の皆様方、各産
業や様々な分野において町の活性化に取り組んでいただいている各種団体の皆様方にも会議等の
場を通じて、町内の各地域、各産業、各年代等の抱える様々な課題や御要望について広く御意見

を伺っているところでございます。

今後、町民一人一人の福祉の向上のために行政としてなすべきことは何なのかということを常に問い続けてまいり所存であります。これまでも増して、各地域、各団体等に出向いて住民の皆様の多様な御意見を伺うことに取り組んでまいりたいと考えております。そのために、御指摘のような各地域における町政報告会の開催もひとつの方策と考えられますので、開催方法や手法なども含めまして、今後検討してまいりたいと考えております。

最後に、執行・議会・町民が三位一体となって予算をつくり上げる工夫をすることが、町内に一体感・共存感・協調感も生まれ、町の活性化・発展も加速化するのではと考えますが、検討可能かについてお答えいたします。

現在、本町の財政状況につきましては、行政報告でも申しましたとおり、令和4年度から続く災害復旧対応や、物価高騰への対応、人件費の上昇、高齢化に伴う社会保障費の増大などの様々な要因により、財政調整基金の減少や、本年度末には減少傾向だった町債も増加する見込みであるため、引き続き慎重な財政運営に努める必要があります。また、第6次高千穂町総合長期計画に沿ったまちづくりに取り組むことにしておりますが、山積する課題に、起債や基金に頼り過ぎることなく、限られた財源を有効に活用し、効率的かつ効果的な予算編成に取り組む必要があります。

そのため、議員の皆様には一般質問や委員会の場合などを含め、様々な場で御提言・御意見などを頂き、また、町民の皆様からは、全地区公民館長会や高千穂町まち・ひと・しごと創生会議、各種総会などの会議、先ほどの御質問にあった町政報告会など、様々な場におきまして、御意見・御提言などの生の声をお聞きしたいと思っております。

予算編成に全てを反映することは難しいかもしれませんが、皆様の声をお聞きすることにより、三位一体となった予算づくりになればと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） それでは、再質問をいたしますが、答弁では、予算決定以前に協議の場を持つということは難しいというようなことでございますけれども、この事前協議という言葉がふさわしいかどうかは分かりませんが、事前に報告や協議をしておくことが議事運営、議会運営をスムーズにやっていけるのではないかなというようなこともありまして再質問をさせていただきますが、まずは過去の事業としての事例を幾つか挙げさせていただきたいと思いますが、まず、コロナ禍で金婚式が休止となり、そのまま現在廃止となっております。町民の中には、いつ復活するのかと楽しみに待っておられる方もいらっしゃると思います。これについては、もうコロナが一段落したというようなことで、他の自治体では再開しているところもあるようで

す。

それから、道路愛護負担金ですけれども、たびたび議会のほうから、議員も引上げについて要望をしておりますけれども、これについてももう財源がないということでの一点張りであります。我々町民、そして自分たちでもあります、道路は、町道は自分たちでという気持ちは皆さん持って努力はされておりますけれども、中には最低でも年2回、多い地区においては4回ほどされているようであります。それには町に対して作業状況と集合写真の提出が義務付けられているようであります。今どき、ボランティア的な活動ではいけないというふうに私は思っております。それなりの労働単価を支払うべきではないかと思っております。こういった協議の場を持っていただきたいというようなことでございます。

次に、夜神楽保存であります、これも神楽保存会には補助金交付が教育委員会のほうからあります。神楽宿については、公開している宿に支援はできないかというたびたびの要望なりお願いもしたところでありますが、これについても地域で努力していただきたいということで、これまでの答弁は終わっております。

これも町長答弁では、以前に、どのような方法なら支援できるか検討するという答弁も頂いたところですが、そのまま進行しているのではないかと思います。神楽保存会が継承するためには、やはり地域の皆さんの支援、協力もあってこそ神楽保存ができるのではないかというふうに思いますので、やはり公開されている神楽宿についての支援策も今後は考えていただきたい、こういったことの協議も事前にできないものかということでもあります。

それから、町民生活支援事業であります。これは平成22年に制定されたようではありますが、当時は町単独事業で開始されておりますが、令和3年5月31日に全部を改正されまして、このときは議会には報告も協議もございません。この改正後に1団体につき1回限りでの支援ということになっておりますが、果たしてこの1年でその事業が軌道に乗せられるかというのも疑問でありますし、やはり以前のように、2か年ぐらいの継続措置もあっていいのではないかというふうにも思います。

それから、この町民活動支援事業ですが、何年か前に、去年は応募がなかったから、本年度は当初予算から組んでいないという答弁がございました。こういった場合に、応募があったらどうするんですかと尋ねたら、応募があったら補正予算を組みますと言われました。その応募、補正予算、当初予算にないものを応募事業だけにはできないと思うんですよ。結局その年の後半に応募された方は、来年度に待ってくださいという事業になりました。こういう事例もありますので、やはり当初予算に何とかこう、議会からの意見や要望が組み入れられるような、できれば事前協議をやっていただきたいと思うわけですが、町民はわずかといいますか、少しの予算でも自分たちの願いのかなった事業が進むことによって、町民は住みやすい町、安心して住める町、そし

て住みたくなる町になると思うんです。そういったことを考えて事前協議ができないものかという
ことで再質問をいたします。町長よろしくお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

今、様々にこういった協議が必要なんじゃないかという具体的な事例を示していただいたところ
であります。いろいろと、このおっしゃっていただいた内容については、いろいろな場で私も
聞いているし、今までも質問等、また委員会、決算委員会の場でもお話が出ている部分だという
ふうに思います。

決算委員会というところを私ども非常に重要視しておりまして、そういった場でぜひというよ
うなところの御意見を頂ければ、なるべく担当課において予算を計上するということでござい
ますが、そこで財政課査定、また町長査定でそういった意見を我々がいかにかにしっかり酌み取っ
ていくかということが重要なというふうに考えておりますので、引き続き決算委員会の場でそう
いった意見を出していただければというふうに考えておりますし、またどうしても財政運営上、
予算を増額するというところが難しい部分もありますし、例えば夜神楽の存続につきましては、
神楽支援については観光協会のほうも今力を入れていただいているところで予算を増額してい
ただいたりというようなこともありますので、もう少しちょっと我々としても観光協会のほうとも
相談をさせていただくというようなことも必要なと。他団体との連携といったところも、ちょ
っと今回のまた改めて御意見を頂きましたので、検討をさせていただきたいなというふうにも思
います。

また、町民活動支援事業等についても、改正をさせていただきましたけれども、ここについて
は、今のところ単年度で、これはあくまでも事業を始めていくきっかけというところで必要な備
品等の整備があれば、初年度でなるべく対応させていただいて、軌道に乗せていただきたいなと
いう思いの中で単年度ということにさせていただいておりますけれども、ちょっと事例をこれだ
けで何とかなっているのかというところについて、また場合によっては単年度では厳しいなとい
う内容によっては、少し検討する余地もあるのかなと考えているところでございます。

また、町として新たな事業を新たに始めたいとか、あるいはこの事業については中止をさせ
ていただきたいというような重要な事項については、議会等の場で、あるいは全員協議会という
ような場をつくらせていただいて、担当課長から協議をさせていただくような対応を取らせてい
ただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 十分理解をしたところであります。

次に行きますが、唐突に大型事業の予算化をされて、審議時間されて提案されますと、審議時間が短い、また事業に対する必要性や公共性の判断ですね、あるいはまた住民にどれだけの理解度ができているかなど、時間的な余裕のない提案がたまにはあります。そういった部分では、やはり事前に、私はもう構想の段階でこういう構想があるんだと、先ほども町長申されましたけど、やっぱりそういったことを、過去に何度かそういう唐突な提案があったというようなことで今述べておりますけれども、そのために修正案を可決した事例もありますし、そういった場合に事前協議をやっていたら予算案を提出されなかったかもしれないし、また事前協議の結果、修正案に至らなかったかもしれないという事例も過去にはあったわけですが、こういったことがないためにも、やはり今後は先ほど町長が言われたような大きな事業とか、特別議会に事前に協議をしていただければというようなことについては、さらに事細かく、詳しく事前協議をやっていただきたいというふうに思います。答弁がありましたら。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

我々もこれまで大型事業等について、いきなり提案をするということで、なかなか難しい局面に立ったこともありますし、またいろいろと御指摘を頂いた部分もありますので、極力大型事業等につきましては、早い段階から議員の皆様と共有をさせていただくような場を持つということで今努めているところでございます。

例えば、事例として、水道料金の値上げとか、そういうところもありましたけれども、1年ほどの期間を十分に協議を経て、また上水道委員会の皆様方、あるいは広報等での周知、こういったところをしっかりとやりながら実施にこぎつけたことによって、特別大きな問題も発生しない中で実施ができたという事案もあります。こういった形で早い段階から議員の皆様、あるいは町民の皆様に情報を出して共有をしながら準備をしていくということを今後とも努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 次に、職員による政策提言も幾つか実現しているということでございますが、職員の皆さん方には、もっと大胆かつ積極的に提案や改革をしてほしいと私は思っております。それが自分たちの働く場、職場の整備環境になると同時に、住民サービスの向上につながれば、なおいいわけですから、ぜひ政策、行政改革をやっていただきたいと思います。

その中で、最近の事例を2つ報告しますと、先日、町民生活課長からの報告がございました。3出張所の最近2年間の運営状況を検討した結果、業務時間を短縮させていただきたいという協議でございました。これについては、令和7年度からは時間短縮でいかれるというふうに思いま

すけれども、職員ですね、働かれる方の給料保証とか、そういう部分の質問はいたしましたけれども、地元3出張所の、町民にとっては、出張所はそのまま継続だというようなことで、時間短縮だけでサービス業務は継続してできるということでありがたいわけですので、そういった部分でのお知らせはしやすいかなというふうに思っております。

それ以前にも、企画観光課のほうから養魚場を廃止する報告がございました。この2例についても、やはり職員の皆さん方の発想による行財政改革ではないかというふうに思いますし、そのことが事前協議されたことによって、当初予算にどのように反映されても議会としても理解しやすいのではないかとこのように思いますので、こういった予算に関わる事案は結論を出す前に、やはり議会にも協議なり相談をしていただきたいというふうに思います。

これについても答弁がありましたら。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

この件につきましても、まず担当課からこういったことを考えているということで我々報告を受け、協議をいたします。そういった時点で、これはちょっといろいろ大きなことになる、地域住民の皆様にも影響がある、あるいは養魚場につきましては、旅館業であるとか飲食店、こういったところに影響がありますねというところで、まずは養魚場の件については、そういった事業者の皆さんにまず相談をしてくれと、そして同時に町議会のほうにも事前に協議をして共有をしてくれという指示をしているところでございます。

だけど、工藤議員がおっしゃったとおり、大きなこと、いろんな皆様に影響が出る部分については、当然皆様の戸惑いであったり、あるいは変わることに影響がありますけれども、やはりそれを相談を受けるのは議員の皆様方がいろんな相談を受けられることと思いますけれども、そこで情報が共有されていないということはよろしくないということでございますので、できるだけ早い段階から議会の皆様と情報を共有し、スムーズにいろんなことが移行する場合、スムーズに事が進むように、同じ方向に向かって執行部と議会が情報を共有して前に進むことができるようにということで、今後も各課においては、いろんな変更がある場合には、議会の皆様方と情報をしっかり共有できるような場を持ち続けていくということで努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 次に、町政報告会ですが、いずれ実施されるというようなことでございますが、これについても年に1回と言わず、重要な事業計画や、ある場合には何度でも住民説明会や座談会を開いて町民の理解を得てから事業に当たれば、順調な事業が進むのではないかとこのように思いますので、ぜひ機会をたくさんつくっていただきたいと思います。

総務課長に伺います。令和３年１０月５日にパブリックコメント制度要綱が制定されています。

この制度活用の事例がございますか。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（興梠 貴俊課長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

パブリックコメントにつきましては、現状では総合長期計画等の各課における計画等策定する際にパブリックコメントを求めるように行っているものと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） 総合計画とか長期計画のときに活用するものと思っているということは、これまでに活用されたことはないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（興梠 貴俊課長） 過去には活用してパブリックコメントをとっているものがございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） 令和３年以降のその事例をお知らせください。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（興梠 貴俊課長） ございますが、こちらのほうではちょっと控えておりませんので、後ほど回答させていただきます。（「暫時休憩しますか」と呼ぶ者あり）

○議長（坂本 弘明議員） 暫時休憩といたします。

午前10時46分休憩

.....

午前10時52分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（興梠 貴俊課長） すいません。お時間を頂戴いたしましたが、現在把握しているものとしては、財政課で公共施設等総合管理計画、それから、建設課で都市計画マスタープラン、立地適正化計画、空き家対策計画、それから、福祉のほうで第２期こども・子育て計画中間見直し、介護保険第９期計画、それから、企画で観光マスタープラン等となっております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） 私の認識不足で、かなりなパブリックコメント制度を活用し

た住民の意見を聞く機会を得ていらっしゃるようですが、私が今から質問しようとする２点については、されていなかったのよかったと思いますが。

まず、鉄道公園化構想であります。これについては、P F I 方式による事業で計画をなされたところであります。膨大な事業費、長期計画の採算性や住民の理解度の説明不足等々により計画の見直し、事業休止中であります。

今後は、文化遺産登録も視野に入れて事業を進めるということでございますけれども、これも時間がかかると思われますが、まずは、鉄道をどうしたいのか、どうするのかを協議をし、決断をしてもらいたいというふうに思います。その中で、住民の理解を得て予算化すればスムーズになるんじゃないかというふうに思います。

併せて、今回の中学校の移転新築計画においても、検討委員会には移転先の候補地のみの選択であり、それには候補地の造成費、校舎建設費、それに対する財源等々についても一切の説明もなかったというふうに聞いております。

そういう中で、予算だけが一人歩きし、住民に不安を与え、今回の要望書提出に至ったというふうに私は思っております。これも検討委員会での協議不足は否めないというふうに思っております。

おおよそその造成費用や校舎建設費用、関連する体育館建設、それから、グラウンド整備などの全ての事業額と財源確保について情報を公開し、その後、パブリックコメント制度を活用した聞き取り調査といいますか、そういったものをやっておれば、このような結果にはならなかったんじゃないかというふうに思いますが、これについては、それぞれ町長、教育長に伺いたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは鉄道公園化構想についてでよろしいですかね。鉄道公園化構想について説明させていただきます。

構想につきましては、まず初めに構想、大体概要まとまった際に、鉄橋周辺地域であります大平地区そして中川登公民館地区に出向いていきましてお話をさせていただき、御意見を伺ったところでございます。

その後、役場大会議室におきまして、そのほか御意見のある方、興味のある方に来てお集まりいただきまして御意見を伺ったというところでございまして、そこで、なかなか厳しい御意見もいただいたところでございます。

その後、前に進める、具体的に進めたいというところで予算計上させていただきましたけれども、なかなかこの民間活力を活用してのP F I の対象期間、30年、構想、建設期間まで含めま

すと36年といったところがございます、なかなかこの先が見通せない部分が多いんじゃないかという御意見をいただいたところでございますので、一旦保留とさせていただいておりますし、また資材高騰、また人件費の高騰等がありまして、初期に構想した当時よりもかなりお金がかかってしまうんじゃないかというようなこともございますので、一旦保留とさせていただいております。

後に、磯貝助夫議員が一般質問で上げられておりますので、まず、そこで詳しくは御説明もしたいとは思っておりますけれども、文化庁に今、文化財、文化遺産として登録ができないかと。登録ができた場合には、その文化庁の補助金を頂きまして、塗り替え、維持をしていきたいというふうに考えております。

私としましては、かつて延岡から日之影まで延びてきていた鉄道を、ぜひ高千穂までというふうに町を挙げて運動して、やっと高千穂まで延びてきた高千穂鉄道でございますので、大平山トンネルであるとか、あるいは高千穂鉄橋、かつて東洋一であった高さを誇る鉄橋でございますので、これは、ぜひ鉄道遺産として残したいという思いがございます。まずは文化庁の調査を経まして、日程は具体的には調整がついてきているということでございますので、それを受けて、その後、文化財指定を受けて、塗り替え、維持、補修ができるかどうかというところを見極めた上で、その後、観光資源としてどのように活用ができるのかといったところ、ここを改めて検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、先日もお話ししましたように、それぞれに不足していた金額等のデータ、今、各課に協力をお願いをしてデータを集めているところです。

御指摘の段取りを踏んでいなかったという大きな反省がございますので、年明けに考えております説明会に向けて、今、準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 私は、予算イコール議会の議決ではない、それが終わりではないというふうに思っております。町民が理解し、納得しているかが一番大事であります。町民の意見や要望を取り入れて、今後も予算編成に取り組んでいただきたいと思います。これについて財政課長のお考えを。

○議長（坂本 弘明議員） 財政課長。

○財政課長（霜見 勉課長） 工藤博志議員の御質問にお答えします。

今言われましたように、町民の方々の意見をできるだけ取り入れたり、議会の議員の皆様の意見を取り入れて予算編成には取り組んでいきたいとは考えておりますが、限られた予算ではありますので、全てにお応えすることはできないかもしれませんが、頭を使って、できるだけいろいろな意見に答えたいとは考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） もう一点、財政課長のほうにお尋ねしますが、各自治体は国の方針に基づいて、いろんな業務が義務づけられておりますけれども、特に計画書づくり等々については、大都市のコンサルタントに頼るところが大きいと思っております。大都市に頼ることによって、地域や自治体への経済効果は少ないと思っております。

そうじゃなくて、やっぱり地域や県内の事業者を優先に、予算見積り等々を取るべきではないかというふうに思うわけですが、財政課長のお考えを。

○議長（坂本 弘明議員） 財政課長。

○財政課長（霜見 勉課長） 工藤博志議員の御質問にお答えします。

いろんな計画、各課で策定するのですが、県内等でそういう計画づくりにたけたところ等あれば、高千穂町の状況もお分かりになると思いますので、できるだけそういったところを入れるように、各課には言っていきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） 地元でできる、県内でできるような事業については、ぜひ地元で見積りを取って、県内の事業者に反映ができるように努力をしていただきたいと思います。

それから、今回、石破政権になりまして、石破総理が地方創生交付金倍増を目指すという公約を掲げられましたが、これは実現に向けて、私たちも期待をしているところでございます。

過去にも、ふるさと創生事業というようなことで、各自治体に１億円の交付がございましたが、このときは、その自治体自治体で、知恵と発想で、自分たちの使い勝手のいい予算でありました。今回の地方創生交付金倍増がかなった場合に、どういう構想をお持ちでしょうか、町長に伺います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

地方創生に関する交付金が倍増になる、したいというふうに総理がおっしゃっている部分は、非常に私どもも期待をしているところでございますし、ぜひ、その使い道が限定されておらず、地方に合った使い方ができるという交付金を求めたいというふうに考えているところでござい

す。

まだ、その交付金を活用して何をやるというところについて、まだ構想まではできておりませんが、今、直面する課題に対してどう対応できるかといったところに使いたいというふうに思います。

今、やはり、何といたっても経済対策といったところが非常に重要なと思いますし、物価高騰への対応、また、今困難に直面しております畜産への支援であるとか、そういったところを強化してやりたいと思っておりますし、いかに家庭の生活に対する費用負担を減らすことができるかといったところ、また、各種産業の物価高騰からの影響をどう緩和できるかといったところに重点を置いて活用したいと、今のところ考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） 私もハードであれば、町民の必要性の高い、そして、公共性の高いものに使っていただきたいし、ソフトであれば、町民が安心安全な生活が送られるような事業に使ってほしいというふうに思っております。

次に、今、年収１０３万円の壁が議論されております。これが引き上げになりますと、地方財政は厳しくなるというような報道がありますけれども、そういった１０３万円の壁が取っ払われた時点で、自主財源はかなり確保が厳しくなるのではないかと思います。この自主財源確保については、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

我々としても、非常に自主財源の確保というのは、ずっと継続した課題でございます。そういった中で、今、考えている部分につきましては、観光面での収益を上げるというところを直近では考えているところでございます。

今、国の交付金を活用して駐車場の整備を行っておりますけれども、田口野また大橋、また、あららぎ駐車場でございますけれども、こういった部分の有料化といったところ、また、まだ検討中ではありますけれども、高千穂峡の入域料といった形で取れないかというところも考えております。

また、駐車場とシャトルバス、こういったところを連携させて料金体系をどうできるかといったところも協議を進めているところでございますけれども、可能な限り、そういった部分から新たな財源の確保ができないかというところを直近では考えているところでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） 令和７年度も厳しい財政状況になるかとは思いますが、職員一丸となって、また議会も一緒になって財源確保に頑張っていかなければならないというふうに思っておりますので、今後とも御尽力をよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。これから年末年始ということになりますけれども、仕事納めが１日早く、仕事始めは２日遅いという長めの休日となりますけれども、職員そして三役の皆さん、議員の方々にはそれぞれ十分休養を取られますとともに、全ての町民の皆さんが輝かしい新年を迎えられますことを願って、質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（坂本 弘明議員） ここで１１時２０分まで休憩いたします。

午前11時08分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、中島早苗議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（８番 中島 早苗議員） 中島早苗です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、１件目、窓口業務の軟骨伝導イヤホン設置について、２件目、誰もが安心して投票できる環境づくりについての質問をさせていただきます。

最初に、１件目、窓口業務の軟骨伝導イヤホン設置について伺います。

加齢とともに表れる視覚障害の代表的なものは老眼と呼ばれ、近くのものが見えにくくなる症状を解消するために老眼鏡を使用することが一般的であります。同じように、聴力にも衰えが表れ、音が聞き取りにくくなる加齢性難聴があり、補聴器が多く使われております。

厚生労働省の広報誌によりますと、この加齢性難聴とは年齢を重ねるごとに徐々に進行する聴力低下のことを示し、一般的に４０歳代から聴力が低下する傾向があると言われております。また、７５歳を超えると約半数の人が聞こえづらさを感じているとも言われております。

加齢性難聴は認知症になる最も危険な因子であることが報告されており、聞こえを改善し会話の弾む環境を整えることが認知症の予防にもつながると言われております。

人が音を聞く経路は従来、空気を通じて聞こえる軌道と骨を振動させて聞く骨伝導の２つであると考えられておりましたが、聴覚医学が専門の奈良県立医科大学細井学長が２００４年に第三の聴覚である軟骨伝導を発見いたしました。

軟骨伝導とは、耳の穴の周辺の軟骨の振動により外耳道の内部に音源が生まれるもので、この原理を応用した軟骨伝導ヘッドホンが２０２２年に発売、続いて、集音器とセットになった窓口用イヤホンが発売されております。

軟骨伝導イヤホンは耳に軽く当てるだけで利用でき、骨伝導とは異なり、骨を圧迫することがないため、装着時の痛みはほとんどなく、左右のイヤホンの音量を個別で調整でき、片耳だけでも使えます。また、イヤホンは集音器とセットになっている上、雑音を取り除く機能があり、音漏れもなく小さな声もはっきりと聞くことができます。

このため、大声で話すことによって個人情報や周囲に聞かれるリスクを減らすことができ、難聴者のプライバシーの保護にもつながります。

さらに、イヤホンには穴や凹凸がなく、耳の穴の中に挿入することもないため、衛生的に使用することができます。

現在、100を超える自治体や病院、金融機関等に導入されており、その聞こえよさに驚く人もいるとのことでもあります。

そこで、次の3点についてお尋ねいたします。

1点目、本町の庁舎窓口では、耳が聞こえづらい町民の方に対してどのような対応をされているか。

2点目、提案させていただきました軟骨伝導イヤホンの機能などどのように認識されているか。

3点目、老眼鏡が多くの窓口でスタンダードなサービスとして置かれているように、加齢性難聴を抱えた高齢者への住民サービスの向上として、軟骨伝導イヤホンを役場の窓口に導入できないか、この3点をお伺いいたします。

2件目、誰もが安心して投票できる環境づくりについて。

選挙の際、投票所において、投票にお手伝いが必要な方が増えております。静寂な投票所において手助けをお願いするために、声を出すのはためらうとの話を聞きました。こうしたお手伝いを必要とされる方の不安を取り除き、投票が円滑に行えるよう、誰もが気軽に投票できる環境を整えるために、コミュニケーションボードや投票支援カードの導入を行っている自治体が増えております。このコミュニケーションボードとは、投票所における選挙人との円滑なコミュニケーションのため、よくある問合せ等についてイラストや文字で記載したものであります。投票支援カードは、投票所や期日前投票で代理投票やその他支援が必要な方が係員に口頭で伝えていただくことが難しい場合などにご使用いただくためのものと言えます。

誰もが安心して投票できる環境づくりの一環として、これらを本町でもぜひ導入していただきたいと思います。

そこで、次のことについて質問いたします。

1点目、これまで高齢者の方や障害のある方の投票に対しての対応はどのように行われていたか。

2点目、本町でも投票支援カードの導入ができないか。

3点目、投票支援カードと同様にコミュニケーションボードも導入できないか、お伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、中島早苗議員の御質問にお答えいたします。

1件目の窓口業務の軟骨伝導イヤホン設置についてであります。まず、1点目の本町の庁舎窓口では、耳が聞こえづらい町民の方に対してどのような対応をしているのかについてですが、窓口においては、御家族と一緒に来られることもありますし、補聴器を装着されている方もいらっしゃいます。聞こえづらい方には、ゆっくり大きめの声で対応したり、場合によっては筆談での対応を行っております。

また、福祉保険課の窓口では、モバイル型対話支援システム「コミュニケーションモバイル」を導入しております。これは、マイクから入力された音声の解像度を向上させることで、聴き取りやすい音声へと変換するものであります。職員がマイクに向かって話し、町民の方のほうにスピーカーを設置します。充電式ですので、持ち運びも可能となっております。

2点目の軟骨伝導イヤホンの機能など、どのように認識しているのかについてですが、今回御質問をいただきまして調べてみましたが、軟骨に装着するということで簡単に使用でき、手入れもしやすく、衛生面でも安心で、耳への負担も少ないようです。

3点目の軟骨伝導イヤホンを役場の窓口を導入できないかについてですが、町民の方は様々な相談や手続のために役場に来庁されます。聞こえづらいことにより大きな声で会話することは個人情報の観点からも適切ではないと認識しております。県内でも、幾つかの自治体で本年度導入をされているようです。使用された方からは、「普段よりよく聞こえる」との感想や、職員からも「手続がスムーズに行えた」との意見があったとのこと。

軟骨伝導イヤホンを使用しても聞き取りにくい方もおられるようですが、窓口でのコミュニケーションがよりスムーズに行えるように、町民の方の利便性の向上のため、導入を検討したいと思っております。

次に、2件目の誰もが安心して投票できる環境づくりについてのうち、1点目の「これまで高齢者や障害のある方の投票に対してどのように対応していたか」ですが、最も多くの有権者が使用する第1投票所、これは中央体育館サブコートになりますが、かねてより玄関とフロアに段差があり、靴の脱ぎ履きが必要であるため、簡易スロープはあるものの、高齢の方や障害のある方に大変御不便をおかけしておりましたが、利用者からの御指摘をいただき、前々回の投票からフロアにシートを敷くことで、車椅子や靴を履いたままでも楽に投票ができるようになりました。

他の投票所におきましても、高齢者の方や障害のある方の投票ができるだけ楽にできるよう改善に努めてまいりたいと考えております。

2点目の本町でも投票支援カードの導入ができないかについてですが、現状では、支援が必要な方が見えた場合は、口頭でその方に困っていることをお聞きし対応していることとしておりますが、議員のお話にあるように、口頭ではうまく意思疎通ができないケースもございます。

他の自治体での投票支援カードの導入状況やその効果検証、障害者をはじめとした支援対象となる皆様の御意見等も参考にして前向きに検討してまいりたいと考えております。

3点目の投票支援カードと同様にコミュニケーションボードも導入できないかの御質問ですが、一般的には役所窓口業務において意思疎通が困難な方とのコミュニケーション手段として利用するものでありますが、日頃から窓口業務に当たっている福祉保険課や町民生活課等ともその効果等を研究し、投票所において、安心して投票ができる環境づくりの一助としての効果が見込めれば、利用者の意見等を踏まえつつ前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） それでは、再質問に移らせていただきたいと思います。

加齢とともに表れる老眼や加齢性難聴、誰しも避けて通れません。老眼と同じように加齢により聴力にも衰えが表れ、音が聞き取りにくくなります。多くの方々が聞こえが悪くなったと感じるのは60歳前後で、実際には40歳代から徐々に始まり進行するとも言われております。

そこで、本町の60歳以上の方がどのくらいおられるか、お教えてください。福祉保険課長に伺います。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 御質問にお答えいたします。

12月1日現在で、本町の60歳以上の方の人数は5,665人となっております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 日本の難聴者は約1,430万人いらっしゃるそうです。そのうち補聴器利用者というのは200万人と言われております。本町においても5,665人、何らかの形で、もしかして耳が聞こえにくいと思われる方がいらっしゃるのではないかというふうに感じております。

私も、この頃聞き取りにくく感じる場合があります。そんなとき、ついつい大きな声でのやり取りになってしまいます。

あるとき、高齢の方が駅の窓口で駅員の方と大声で話されているのを見たときに、けんかしているように見えたのですが、難聴の方のようでした。本町においては、窓口において、大きな声の会話になったり個人情報などが周りに漏れてしまうなどのトラブル等はなかったでしょうか。福祉保

険課長、いかがでしょう、お伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 以前は、窓口で大きな声でお話しされている方もお見受けすることはあったんですけども、近年は少なくなっているように感じております。

トラブルとしましては、内容にもよりますけれども、御相談の内容だったりが入り込んだりとかして来た場合には、別室を確保しまして、そちらに御案内をして、個別でお話や御相談・御説明をさせていただくということがあったかと思えます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 本当に老眼と同じですね。人それぞれだと思いますけれども、加齢性難聴で困っている方のために、役場の窓口に住民サービスの一環として、軟骨伝導イヤホンは設置することは意義があることではないかというふうに思います。価格も3万円から5万円ぐらい程度であります。

また、軟骨伝導イヤホンを設置することによって、大きな声で会話し、個人情報を周囲に漏らすリスクも減ると言われております。町民の方からの相談等も話がスムーズに運べば、窓口業務の短縮にもつながると思われそうですが、いかがでしょう。再度、福祉保険課長にお伺いいたします。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、現在、福祉保険課のほうではコミュニケーションというものを導入しております。

ただ、どうしても周りの方、近くにいらっしゃいましたら、スピーカーからの音が聞こえてしまいますので、そういった点の懸念はございます。ですので、中島議員の御提案いただいた軟骨伝導イヤホンですね、他の自治体にもお話を伺いましたけれども、やはりスムーズにやり取りができるという点と、ほかの方にお話が漏れないという点はとても優れているのかなというふうに感じるところでありますので、予算の都合もありますけれども、調整をしまして、できるだけ早くに導入ができればというふうに考えております。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 前向きに考えていただくということ、よろしく願いしたいと思えます。

数日前に、本町の方でしたけれど、お母さんが亡くなったということで手続に来られたそうです。職員の方とずっと話をされたそうですけれども、何度も「えっ、えっ」という感じで聞き直して、職員の方に本当に迷惑をかけて申し訳なかったというような、そういう気持ちになったというお話もしていただきました。

高齢化が進み、窓口に見える方も老眼の人や難聴者の方が多くなっているのではないかと

思われます。窓口業務のさらなるサービス向上のために、ぜひ導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。再度、町長にお伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 中島議員の御質問にお答えいたします。

本当にそういった状況になってみないと分からない部分というのは多々あるのかなというふうに思います。私も最近、暗くなってくると運転するときに見づらくなってきたなというふうにも思いますし、また、家庭内でいろいろ話しかけられたときによく聞いていなくて「あんた耳が悪くなっちゃねえか」というようなことも言われたりしますけれども、これは、こっちに集中していたときに聞きづらいということもあるんでしょうけれども、そういった部分が、やっぱり当事者になってみないと分からない部分が多々あろうかなというふうに思います。

先ほどのコミュニケーションモバイルというのも、話が聞きづらいときにスピーカーで流れてくるといふことですが、これもコロナのときに、つい立てといいますかパーティションがあったときに声が聞きづらいということもあって導入したものでございますけれども、お話にも御提案といひますか、質問の中にもあったように、軟骨伝導イヤホンということは非常に有効性が高いのかなと思っておりますので、担当課長とも話をしましたけれども、新年度予算で、非常に高額なものであればかなり考える部分もありますけれども、3万円台で買えるものもあるということでございますので、まずは試してみるというところが必要かなと思いますので、今年度、予算残のやりくりができれば、今年度中に1機導入をして我々も体験をし、有効であれば、窓口、機種を増やしていくということも前向きに検討できるものかなというふうに考えているところで

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、2点目の誰もが安心して投票できる環境づくりについての再質問をいたします。

皆様のお手元に投票支援カードというのとコミュニケーションボードと裏側が説明書きになっているプリント2枚をお配りしておりますが、こういったものでございます。各町村によってちよつと違うのですが、こういったものでございます。投票支援カードがこういった感じになっています。これ、ちなみに宮崎市のものをプリントいたしました。これは総務省のホームページに掲載されているものであります。障害をお持ちの方や高齢者など他人とのコミュニケーションに不安を感じ、投票所から足が遠のいたり、できないと諦めていらっしゃる方のために、ストレスを少しでも感じることなく、簡単に投票することができるような環境づくりがとても大事であると思っております。

そこで、福祉保険課長にお尋ねいたします。本町における障害者の方の人数をお教えてください。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 御質問にお答えいたします。

令和6年度の5月末現在の人数になりますけれども、身体障害者手帳をお持ちの方が745名、療育手帳をお持ちの方が161名、精神障害者手帳をお持ちの方が91名となります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 本当に障害を持っている方だけではなく、高齢の方もそういった部分でどうしても遠のいているという方がいらっしゃるのではないかと思います。

私、障害者施設に以前勤務していた知人に少し話を聞いてみました。「施設の皆さんは投票券が来たことをとても喜ばれている」というふうに言っていました。また、「投票所には保護者が連れて行かれるので、投票される方はそんなには多くないというふうに思う。また、投票所では代理投票をしてもらうよう保護者が係りの人をお願いする」などのことを話してくれました。

今回の質問に対しても「どうかしら」と聞いたところ、お手伝いをお願いするのにうまく伝わらなかったりすることがあるようなので、「投票支援カードやコミュニケーションボードは少しでもスムーズに投票できる一つの手段としてはいいと思う」と話してくれました。

2023年、総務省は投票所の運営に対して、障害のある方に対する投票所での対応例についてのガイドラインを示しております。内容の一部であります、最初、障害のある方に対応する投票所での基本ということで、1、相手の立場に立って安心感を持たれる対応に努めます、2、困っている方には進んで声をかけます、3、ゆっくり丁寧に繰り返し相手の意思確認をしますなどと書かれておりました。

そこで、総務課長にお伺いいたします。

まず、本町の投票所の数と配置される職員に対して、高齢者や障害のある方に対しての対応マニュアルなどの配布はされているのか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（興梠 貴俊課長） 中島早苗議員の御質問にお答えいたします。

本町では14か所の投票所を設置しております。高齢者、障害者がお見えになった場合の対応についてということでございますが、点字の投票方法、また、投票所には老眼鏡を設置する、また、段差がある投票所においては簡易スロープ等を設置する、また、照明灯が投票記載する際に暗い、照度が不足するような施設においては、投票台にライトを設置する等の物理的な対策は行っております。

また、お見えになった障害者の方、高齢者の方が投票において苦労されるというか、困ってい

らっしゃるというふうな様子については、受付において丁寧に対応するようにと、それと、代理投票の申出があった場合についても、その方について投票台まで随行しまして、例えば、選挙人の氏名が分かるようにその表示を指さして、その方がどの方に投票したいかと、そういったことを明らかにするように、そういった説明会を行って指導しております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 本町でも様々、今、対策はしてくださっているようでありますが、輩出される職員の方も係の方もマニュアル等があれば、より一層高齢者や障害のある方に対して安心して対応ができるのではないかと思います。どのように考えられますでしょうか。再度、総務課長にお伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（興梠 貴俊課長） 引き続きお答えいたします。

御指摘のとおり、高齢者の方、障害者の方に対しましてのマニュアルを整備しておきまして、研修の場で説明するとともに、当日、会場において、再度、投票管理者のほうから投票事務者に対して指導をしていただくと、そういったことが必要かと思っております。

御提案にありましたように、コミュニケーションボードですとか投票支援カードにつきましても、総務省のほうからも投票しやすい環境づくりということでの文書等も届いておりますので、その対応についても今、研究をしておるところでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 投票支援カードやコミュニケーションボードの導入、そして、対応マニュアルの配布など、これらは高齢者や障害者の方が投票する権利を一人でも多く生かせるための環境づくりの一環というふうに思っております。投票したくても投票所に行くのをためらっていた方の大きな手助けになるのではないかと思います。また、投票率の低迷に対しての向上に向けた一つの取組でもあります。

そこで、最後に町長の見解をお伺いいたします。町長、お願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 中島議員の御質問にお答えいたします。

選挙において、耳が聞こえづらいであるとか、あるいは、直接書いたりできないというような皆様をどう支援し、選挙を投票していただくかというところは、本当に高齢化が進む中においては、新たなことも考えなければいけない時代になっているんだろうなというふうに考えております。

このコミュニケーションボードであったり、あるいは投票支援カードにつきましては、具体的に本町においてはまだ活用ができていないわけでありまして、他自治体では活用が進み始めているということでございますので、ぜひ本町でも利用について、活用について前向きに進めたいというふうに考えております。

また、投票所において、私も選挙事務は数多くやってまいりましたが、やはり投票の、誰に入れますかということをやったり、耳が遠い方という場合には大きな声でしゃべらなければならないということもありますし、それを指差しで選んでいただいたり、あるいは、質問をしていただくことによってよりスムーズな対応、また、他人に聞かれたくないようなことを聞かれずに投票ができるといったことにもつながろうかなというふうに思いますし、コミュニケーションがやりやすいということになろうかと思っておりますので、ぜひとも今回の御質問も受けた中で、また、総務省からの指導ということもありますし、前向きに高千穂町でも活用ができるようにということで、引き続き検討を進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8 番 中島 早苗議員） 以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

.....

○議長（坂本 弘明議員） ここで午後 1 時 1 0 分まで休憩いたします。

午前11時50分休憩

.....

午後 1 時10分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、磯貝助夫議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（6 番 磯貝 助夫議員） 議席番号 6 番、磯貝助夫です。

本日にしましては、2 件につきまして質問をさせていただきます。

まず、第 1 点につきましては、総合競技場の全天候化についてであります。

質問の要旨。

総合運動公園内の総合競技場は、陸上競技大会、ソフトボール大会、サッカー大会、グラウンドゴルフ大会または消防の出初式等に利用されており、多くの町民、町内外クラブや青少年が利用しております。

陸上競技では、高千穂ナイター陸上、市町村対抗駅伝選考会が毎年開催され、外周コースを利用した町駅伝が昨年度から行われております。

陸上競技においては、天候に左右されるため、大会の順延や中止を余儀なくされることもあり、

順延したことで選手の都合がつかず、活躍の場をなくすこともあります。

また、競技開催に当たり、大会役員は、まず400メートルのポイント探し、ライン引き、グラウンド整備等に多くの時間を要しており、町駅伝でも天候等により、グラウンドが使用できない状況を想定し、外周のみのコースとなっております。

総合競技場を全天候型の競技場にすることにより、安定した競技運営、競技者の競技力向上や町民の健康維持増進、青少年の健全育成にもつながるものと思います。

以上を踏まえ、町長に問う。

1つ、青少年スポーツ振興の取組、強化策は考えているか。

2つ目、総合運動場の全天候型に取り組む考えはあるか。

次に、2つ目の件名ですが、鉄道跡地公園化構想の現状と今後の方針について。

要旨。

鉄道跡地公園化構想について。令和6年2月28日に一旦保留すると町長が公表され、早9カ月が経過しました。

また、文化財としての保護ができないかを文化庁に視察、検証していただき、検討したいとのことであったが、いまだ進展しない状況にある。

文化庁の都合により検証が延びているとのことであるが、今年度中に検証し、今後の方針を決定することができるのか疑問である。

こうしている間にも老朽化は進み、耐久年数は減っている。今後どうするのか、早急に方針を示す必要がある。

以上のことを踏まえ、町長に問います。

1つ、鉄道跡地公園化構想の今後の方針は。

2つ目に、文化財としての保護を推進していくのか。

以上、2点につきまして質問いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長、登壇願います。

○教育長（戸敷 二郎教育長） それでは、磯貝助夫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1件目の総合競技場の全天候化についてのうち、1点目の青少年スポーツ振興の取組強化策は考えているかについてであります。初めに本町のスポーツの振興策につきましては、

1、生涯スポーツの推進。2、競技スポーツの推進。3、スポーツ施設の整備充実と活用促進の3点を柱に取組を進めております。

まず、生涯スポーツの推進においては、町民誰もが生涯を通じて身近にスポーツに親しむ機会を持てるよう、スポーツ推進委員を活用したスポーツ教室の開催や各種大会、競技会等の開催に努めるとともに、スポーツ協会、スポーツ少年団等の社会体育団体や福祉関係団体との連携を密

にしながら、幅広い町民の健康づくりを推進しております。

次に、競技スポーツの推進につきましては、体育、スポーツ団体の活動を支援するとともに、加盟団体と関係機関等との連携を強化し、各種競技会の開催や選手強化事業により、各団体の育成及び指導の充実に務めております。

最後に、スポーツ施設の整備充実と活用促進につきましても、町総合公園をはじめとする社会体育施設の老朽化対策や設備更新を行いながら、安全かつ快適に利用できるよう整備を図っているところであります。

御質問の青少年スポーツ振興の取組強化策につきましては、近年、全国的には、少子化等の影響により、運動部活動の部員数やスポーツ少年団の団員数が減少傾向にあります。本町におきましては、中学校においては、運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針や休日の部活動の段階的な地域連携による部活動指導員の活用を進めるとともに、外部指導者による技術的な指導の協力も頂きながら、適切な部活動を実施し、競技力の向上に合わせて部活動を通して自主性、自発性、協調性を高めているところであります。

また、小学校のスポーツ少年団等の活動につきましても指導者や保護者の協力の下、基礎的な運動能力や運動習慣を身につけるとともに、様々な活動をつうじて創造性や協調性を養いながら社会のルールや思いやりの心を学んでいると思います。

また、本町の中学校部活動やスポーツ少年団等の活動においてバレーボールや駅伝、水泳、ソフトボール、剣道、相撲など、多くの競技種目が各種大会において優秀な成績を上げております。このことは、児童生徒自身の頑張りはもとより、日頃からの指導者による熱心な御指導、また保護者の皆さまの御協力のおかげであり、引き続き、学校やスポーツ団体、地域が連携し、さらなる青少年スポーツの振興に取り組んでまいります。

次に、2点目の総合運動場の全天候化に取り組む考えはあるかとの御質問についてであります。令和5年9月議会におきまして、磯貝議員から全天候型運動施設、陸上競技場、テニスコート、グラウンドゴルフ場をつくってはどうかとの御質問もいただいたところでありますが、議員御提案の総合競技場の全天候化につきましては、トラックを全天候型ウレタン舗装のトラックへ改修するものと考えております。

確かに、このような整備をすることで、雨の日など天候に左右されることなく、利用者がいつでも安全また快適に利用することができ、競技者にとりましても足への負担が少なく、けがもしにくくなるとお聞きしています。

また、全天候型のトラックは、陸上競技大会等での競技役員の方々の準備や運営面の負担軽減、さらには、競技力を向上していくためにも効果が期待されるものと理解しております。

しかしながら、施設を改修することになりますと、多額の建設費用やその後の維持管理費等を

要することも考えられ、また人口の減少に伴うスポーツ人口も減少傾向にありますので、現実的には難しいのではないかと考えております。

初めにも申し上げましたとおり、総合競技場の整備を含め、町内のスポーツ環境を整備することは、町民が生涯を通じて身近にスポーツに親しむことができることとなり、町民の健康づくりの推進や町民相互の親睦、交流の場につながるものと考えておりますが、前回の答弁と重なることとなりますが、近隣には同様の施設を備えた施設などもありますので、お互いの施設の共有化といったことも今後、協議させていただきながら、引き続き、検討してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、教育長に引き続きまして、磯貝議員の御質問にお答えいたします。

2 件目の鉄道跡地公園化構想の現状と今後の方針についてであります。1 点目の鉄道跡地公園化構想の今後の方針はと、2 点目の文化財としての保護を推進していくのかにつきましては、関連しているため一括して答弁いたします。

鉄道跡地公園化構想につきましては議員の皆様御存じのとおり、令和6年第1回定例会におきまして一旦保留とさせていただいたところでございます。

鉄道跡地公園化構想は、廃線となりましたT R 高千穂鉄道の高千穂撤去を鉄道廃止後の鉄道遺産として後世に残すことを念頭に、その多額な維持管理修繕費用を賄うため、周辺を公園化し、民間資金も活用しながら収益を上げ、これを維持していこうという構想でありました。

構想につきましては、議会の皆様から事業期間が長く、費用も多額であること。また町民との対話が不十分等の御指摘を受け、民間事業者のサウンディング調査におきましても事業期間の長さや町の初期投資の必要性など意見を頂いたところであります。

加えまして、資材費や人件費の高騰等による橋の塗り替え事業費等の上昇や、ここ数年の災害復旧費の負担等による財政調整基金の減少、今後予定される中学校建設等の財政負担等を総合的に判断いたしまして、この構想は一旦保留とさせていただいたところであります。

議会におきましては、設置当初は板倉議員が、現在は磯貝議員に委員長を務めていただいております鉄道公園化に関する特別委員会を令和5年3月20日から設置いただいておりますが、様々に御意見を頂く中で、文化財としての保存の在り方もあるのではないかと御意見も頂き、現在、その方向で検討を行い、可能性を探っているところであります。

この件につきましては、昨年度から宮崎県の文化財課を通じまして文化庁へ調査・視察の打診を行っていたところでありますが、議員御指摘のとおり、なかなか調整がつかず、現在に至っておりますが、令和6年12月4日の夕方ようやく文化庁の調整が付き、現地調査の日程が届

いたところであります。

これによりますと、年が明けた令和7年1月29日から30日の日程で宮崎県内の視察調査を行うこととなっており、高千穂町の現地調査は1月30日の木曜日の午後となる予定であります。

今回の調査には文化庁文化資源活用課の近現代建造物部門調査官と登録部門調査官の2名が来庁予定で、今回は、高千穂鉄橋の文化財としての指定可能性についての調査になる見込みであります。

文化財として指定された場合、保存に必要な費用についての補助金もありますが、今回はまだその段階ではないとのことであります。まずは、現地調査を受け、文化財としての保存の可能性を探っていきたいと考えております。公園化構想の今後につきましては、今述べましたように、高千穂鉄橋を文化財、鉄道遺産として後世に残すことを念頭に置き、それに必要な塗装工事費用を文化庁の補助金等を活用した有利な財源調達を検討してまいります。補助金以外の財源の確保やまた今回は補助金で塗装修繕ができたとしても、今後も一定間隔での点検や再塗装が必要であるため、継続的な財源の確保を検討する必要があります。仮に文化財に指定された場合も施設の活用自体は可能でありますから、高千穂鉄橋及びその周辺が観光資源としての魅力をどの程度確保できるか見極めた上でこれを活用しての維持管理費等の財源確保も引き続き検討してまいります。

まずは、今回の文化庁の現地調査を受け、その方向性を見極めた上で、その後の鉄道跡地公園化構想の方針を打ち出していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 今、日程につきまして御答弁いただきました。

まず初めに、私自身も今、西臼杵あるいは高千穂町のスポーツ協会あるいは陸上競技協会の方に関わっておりまして、直接選手たちあるいはスポーツを楽しんでおられる方々あるいは高千穂町で夜のグラウンドで散歩している方々、いろんな方と出会っていろんな意見を直接お聞きする機会が多々ございます。

そして今、高千穂町のスポーツの振興に対しての3つの柱が発表されましたけども、これについて直接教育委員会の職員の方々とかが本当に苦勞されて一生懸命業務に携わっておられる姿というのもしっかり見させていただいております。

ですから、今回私が一般質問の要旨で強化策を考えているのかというところを出させていただきましたが、実際にあれば、推進状況はどうなっているのかというのを聞くべきではなかったのかなと、今になって正したいなというふうに思っているところでございます。

また選手育成、競技力の向上、先輩から後輩へ受け継がれていく部活動青少年のクラブ活動等、

私自身も何らかの形で少しでも力になればという気持ちで今、日々過ごしておる状況であります。その気持ちがあつての今回は質問でございます。町が振興に努力している関わっている。これについては大変理解をいたしました。

ただ、スポーツ人口が減少しているあるいはスポーツを通して健全育成を図るところを考えたときに、スポーツに携わる関わる機会がどうしても必要になってくるのかな。そこにあるのが今度令和9年9月から10月にかけて宮崎県の国民スポーツ大会が開催されます。

高千穂でも剣道が会場となってまた公開競技でもモルックも行われると聞いております。こういう国の大きな大会が開催されるこの時期、この機を、スポーツに携わるあるいはスポーツに関わるいいチャンスではないかと私は考えるのですが、教育長はそこをどうお考えでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 磯貝議員の御質問にお答えいたします。

今、お話のとおり、私も3年後、令和9年の国スポは絶好のチャンスだというふうに捉えているところです。

県のほうから各自治体デモンストラレーションスポーツ競技を選定しなさいということで、数年前にモルックというフィンランド由来の誰でも楽しめるスポーツということで、今、普及を図って少しずつ広がりつつありますが、そういう競技自体もそうですけれども、その競技をする場所活動の保障といいますか、そういったところもこの国スポ開催に合わせて再度見直し、また施設の老朽化とかそういうものについてもこれを機に整備をしていきたいというふうに思っているところです。

人口の減少もございますけれども、やはり毎朝毎晩、子供たちが防災無線で言うておりますように、体を動かすこと、太陽の光を浴びることっていうことは非常に健康にとって大事なことで、町民全体に向けて整備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 種目は剣道あるいは公開モルックというところでありますけれども、町民の方々が、そりゃ選手は当然ですけれども、町民の方々がスタッフとなりあるいはボランティアとして少しでも多くの方が関わってこれを機にスポーツにあるいはそういう大会とかに興味を持っていただいて参加できない方でもこの大会を応援する側に回って町一丸となってこの会場での剣道大会を成功させなければいけないと思うんですが、そこにこの機をしっかりとらえて町のほうも活動していただきたいなというふうに思います。

もう3年を切りました。もう急がないと間に合わない状況でもあるかと思います。一日一日です、そういう意識を高めるように努力をしていただきたいというふうに思います。

あと国スポとなると、選手の強化も必要になってくるかと思います。剣道会場となっているからには、高千穂町から国体、国スポに参加できる選手の育成が必要になると思います。これは剣道だけでなく、宮崎県内で行われる各種いろんなスポーツの選手国スポの選手として出れるような選手をこれから強化していかなきゃいけないと思います。そのためにも町としてバックアップして、そういう国の大会に出れそうなあるいはもう出るであろう選手たちをバックアップするような施策を考えてほしいと思いますが、強化策として何かお考えはあるでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 磯貝議員の御質問にお答えいたします。

まず、先の御意見のほうですが、この機を捉えて町民全体が応援できるようにというご意見を頂きましたが、1つご紹介いたしますが、先日、小中学校の校長会がございましてこの3年間で彫り物を3,000枚準備しようということ。これは小中学生今700名おりますけれども、その家族、それから教職員を含めると年間で1,000枚はすぐつくれるだろうということで、あらゆる会場はもちろんですけれども、選手応援の方が来られるところに子供たちがつくった彫り物を飾って、ようこそ高千穂へというようなそういう雰囲気づくりを子供たちにもしてもらおうということで既にお願いをしております。今、彫り物のデザインというんですかね、国スポに見合ったものを今、検討中でございます。

それから後半のほうですが、いよいよ3年後に迫ってきましたけれども、県のほうはターゲットエイジというのを定めまして、今の中学3年生になると思うんですが、少年でいきますと、その子供たちが高校3年生のときに大会があるということで、ずっとその子供たちが小学生のときから強化策を講じてきております。成年のほうは、そういうターゲットというものは定められませんけれども、子供たちはもう五、六年前から学年を定めて強化をしてきております。

先日、県の関係者も来町してくれましてお話をしたんですが、なかなかその競技によって地元の選手が育っていたり、なかなか育たなかったり、特に、中学から高校に行くときに県外にその競技の強化を求めて出て行ってしまうというようなことも起きているようです。ですので、必ずしもこの町内から本番の大会で選手が出るかということは現段階ではなかなか確定できないというお話でしたけれども、議員御指摘のように、やはり町が盛り上がっていくためには地元の子供が選手として出て行けるように教育委員会としてもバックアップをしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 選手強化のほうはよろしく願いいたします。

子供たちというのは一年一年、私陸上のほう関わっておりますけれども、1年たってこんなに

成長するのかっていうほど成長する子供たちもおります。やはりここに町なり私たちが支援をしてあげること、応援することで、彼らもやっぱり成長していくんだらうなというのをすごく感じているところです。

国スポに向けて、今小学生である子供たちも3年後、中学2年生になれば、ある種目によっては出場可能な年齢となります。そういうところも見越して長期的に注目をしてあげて、また支援をしてあげて強化する必要があるのではないかと思いますので、どうかそこはよろしくお願いいたします。

次に、総合競技場の全天候化ですけれども、これについてはもう多分3回目になると思います。議員成り立てのときにも前町長のほうにもこの話をさせていただきました。前回はさせていただきました。やっぱり予算的なものがちょっと厳しい、経費が厳しいなというところでした。

前回の質問の中で、要は3町で考えていかなきゃいけないんじゃないかというところの話もございました。

五ヶ瀬町にはウレタンの合成のものです。立派な陸上競技場がある。高千穂町には武道館がある。日之影にもサッカー場なりあるというところで、3町でしっかりと競技をしていただいて西臼杵郡のスポーツ施設だというような取組をしていただければ一つ一つの町がそれぞれ立派な建物をあるいは施設をつくらなくてもよいのではないかなと思うんですけれども、その後、何か進展があったのでしょうかお聞きします。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 磯貝議員の御質問にお答えします。

前回は今、御指摘のことを答弁した記憶がございます。今、インフラも非常に整備されまして高千穂を中心として日之影、五ヶ瀬にも15分から20分という自動車で移動を考えたときには可能ですので、そういうことで住み分けといいますか、役割分担といいますか、そういったことを考えておりますが、具体的にじゃあどの競技、どの大会をというところまでの話は進んでおりません。日之影のほうは癒しの森ですかね、の公園のところ。それから本町は折原もできましたし、実際サッカーはあっちで行っておったのが今、折原のほうに移動してきております。武道館はもう昔から高千穂町で活用していただいておりますが、今、御指摘のウレタン補装になりますとGパークだけになりますので、私中体連に関わっておりましたが、中体連のほうは、早くからGパークを利用させていただいて開催をしておりました。それまでは三升蒔、高千穂町を使っておりましたけど、平成11年の大会から今、延岡のほうに陸上大会も移してしまいましたけども、終わるまでGパークを利用しておりましたので、また小体連という組織も形はあるんですが、実際の活動はもうなくなってしましまして、俗称郡陸とかいう小学生の大会もGパークで行ったり

していましたが、実際それも今行われておりません。そういったことで、また時代に応じて、競技に応じて、3町で話し合いを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） もし高千穂町に全天候のグラウンドができたときの経済効果というのを考えますと、五ヶ瀬町がよい例なんですけれども、夏場には実業団だったり学生だったり合宿に来られております。これは陸上だけじゃなくて、各種種目で。それによって宿泊なり使用なりの経済効果がある。何といたってもそこに住む子供たちに本当に一流のアスリートの姿を見ることができるし、そこで陸上教室だったりスポーツ教室だったり開いて、子供たちの意識のアップにもつながっているということを聞いております。ぜひともそういう人がちょっとでも訪れてくれることで経済的な効果もありますし、子供たちに対する影響というのも大きいと思いますので、そこは必要かなというふうに考えております。

ただ、高千穂の総合競技場を全天候にした場合、あそこは総合競技場ということで陸上競技場ではないということですので、あそこで行われている最初に私が言いましたソフトボール大会であったり、サッカーだったり、出初式だったり、いろんなことに使われている。そうなってくると、その状況を考えると陸上競技場の全天候化は今の状況では難しい。それはお金のことでなくて、使っている人たちの利便性を考えればそうなる。

例を挙げれば、ソフトボールについても陸上競技場のコース上にどうしてもキャッチャーを座らせないと競技ができないというような状況です。逆に言えば、競技場の中にある砂場が邪魔になるというようなところもソフトボールの関係者の方からお話を聞いております。だからお互いがしっかりと利用できるような形をつくとなれば今のままでしかないのかなというふうに思っております。

ただ、どこかを全天候にしてできないかというのをちょっと考えたんですけれども、陸上競技場のコースを離れた外回りですね、競技場の中の外回りですね。2メートルほどの幅がずっと一周あります。あそこだけでも全天候にすることで天候に左右されることなく、選手たちがあるいは高齢の方がちょっとでもアスファルトやコンクリートよりもああいうウレタンのゴムのところを歩いた方が絶対に健康的にもいいなというふうに思っております。

10月30日にある企業の方々とはちょっと意見交換をする機会がございました。これにつきましては高千穂の陸上競技協会の会長と私とその全天候のグラウンドを作られる企業なんですけれども、話をしたところそこに新しいものを張らなくても要は、どこかで競技場を張り替える。それを持ってきてやればコストダウンにもつながるし、かなり可能性としてできるんじゃないのというところで、私たちだけで話をしていたところなんですけれども、そういう考えがあるんです

けれども、教育長はそれをどうお考えでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 磯貝議員の御質問にお答えします。

今御指摘のあったトラック自体を全てウレタンにするというのは御説明のあったとおり、私たちも難しいかなというふうに考えております。

皆さん御存じのとおり、Gパークの運動公園には、今、議員からお話のあった外側にウレタンのコースがつくってございます。そういうもの、それを中古のものでも可能だというようなお話ですので、これはぜひ前に進めていきたい話だなというふうに思っております。町の駅伝も今、公園内の周回コースをとっておりますが、アップの場所がないというようなお話も聞いておりますし、やはり高齢の方にとって、散歩をする凹凸のある場所よりも平らな柔らかいウレタンの上というもの、そういったものは非常に適していると思いますので、なかなか私たちも中古のものが幾らかかるとか、そういう情報はまだ手にしておりませんが、あとは夜間にも利用できるような照明の設置も含めて前向きに検討していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 実際、今は本当に、歩く方はそこを歩いたりされていますけれども、そこをウレタン、合成ゴムにすることで利用者はかなり増えてくると思います。というか増えます。

先日も外周を歩かれていた高齢の方がやはりアップダウンがあるのと下が硬いということで厳しいですよというところで、やっぱり平坦であるコースで足元が柔らかければ、本当に健康維持増進という部分からすればよいのかなというふうに考えます。ぜひとも先ほど教育長のほうから考えていただけるということでございますので、それについては、まずはそこだけでも変えていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

あと、ついですけれども、外周の外のコースですけれども、やはり明かりが少ない。街灯が暗くて同じ方向にみんなが歩いたり走ったりすればいいんですけれども、それぞれの思いで走られるんで、たまにぶつかりそうになるという話も出ております。特に、西臼杵消防署の前、あそこには街灯が全くないので、あそこが暗いというところで、私のほうもちょっと見に行きましたところ、これをもしあそこに街灯を1個つけることとLED化することで明かりももっと広がるのではないかなと思うんですけれども、街灯のLED化というのは考えておられないのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 磯貝議員の御質問にお答えします。

今ご指摘のありましたLEDも含めて太陽光パネルがついて自動で暗くなったら点灯するとい

うようなものも最近いろんなところで見かけますので、経費の問題もあると思いますが、そういったところは事故につながりかねませんので、これも含めてまた検討を進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） もう夜は歩かれる方高齢者の方も多いです。暗い中で歩いてつまづいてけがしたということが絶対ないように、事故が起きる前に対応していただきたいのと、やっぱり夜の現地の状況を見ていただいて、どこが危険なのか、何があったらいいのかというところで見ていただきたいなというふうに考えます。

グラウンドの全天候化につきましてはちょっと厳しいようですけれども、周囲の全天候というかグラウンドにしてもらえるということについては、前向きに検討していただけるということで、これから進めていただきたいというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

次に、2件目の鉄道跡地公園化の現状と今後の方針についてというところで、再質問させていただきます。

私が質問書を出した時点では、文化庁の状況はちょっと把握できていなかったのですけれども、答弁のほうでいよいよ動きがあるということでございます。この文化庁の調査を受けて、ある程度のまた方向性というのは町長決められるのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯貝議員の御質問にお答えいたします。

我々としても答弁で述べさせてもらったとおり、文化財として指定をされれば補助金が活用できるということでございます。

登録となると補助金までは活用できないかなというところで、その状況を見極めたといいますか、その指定ができるものかという判断を待った上で今後、どうしていくかという方針を定めさせていただきたいと考えておりますが、私の思いとしては、ぜひ文化財に指定をしていただきたいということで考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 最初の答弁でもありましたように、文化財として指定をされて、その後どういう活用をするのかというところですね。そこにどんだけの予算がかかるのか、経費がかかるのかまだ不透明な部分があると思います。この文化財に指定される時期というのはいつか分かるのでしょうか、町長。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯貝議員の御質問にお答えいたします。

今回、事前に情報を得たところによると、今回は文化財に指定されるかどうかとまた補助金を活用できるかという判断まではすぐにできるものではないと。まずは一度見せていただくということであって、その後のスケジュール感などは具体的にはまだお聞きをしていない状況でございますので、我々としては、少しでも早く判断をいただければありがたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） それでは、指定されるかされないか、された場合の時期っていうのもまだ明確ではないということでございますが、まだまだこれについては直接的な動きはないという判断でよろしいのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯貝議員の御質問にお答えいたします。

あくまでも文化財に指定がされるかどうかの判断を待つということでございますので、その結果が出るまでは現在、保留させていただいておりますけれども、その状態が継続するというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 特別委員会では、前委員長の板倉議員のときには動きが大変あったわけですが、私が委員長になって一旦保留からこれといった動きがない状況であります。これもどんどん日が経つにつれて今、高千穂鉄橋のところを見ても何ら何も何年前からと変わっていない状況です。その中でまた文化財としての指定っていうのもいつになるかも分からないというところで、これがいつまで続くのだろうという、保留というのが大変不安でもあり疑問でもあるというところであります。できれば早急に文化財としての残すことができるのかできないのかっていうのを明確にしていく必要があるかと思っておりますので、これについてはこれからもまた特別委員会としてしっかりと注視していきたいと思っておりますので、また変化がありましたら、こちらのほうに、特別委員会のほうにも情報の提供と進捗状況について小まめに説明をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

今回、2件につきまして一般質問させていただきましたけれども、これにつきましては、私が望むことでもありますし、町民の皆さんが気にもなっていることだし、大変興味を持っていることでもあります。ですので、これからも無駄のない時間の活用の仕方をして早急な対応等をしていただきますようお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

.....

○議長（坂本 弘明議員） ここで午後 2 時 5 分まで休憩いたします。

午後 1 時 56 分休憩

.....

午後 2 時 05 分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、板倉哲男議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（5 番 板倉 哲男議員） 5 番、板倉です。本日、2 件について質問をさせていただきます。

まず、1 件目、幼保小中高連携推進についてです。

現在、高千穂高校魅力向上の一環として、西臼杵 3 町の中学校と高千穂高校の連携が進められています。

総合政策課によると、現在の中高連携の取組としては、中学 3 年生を対象に、夏休み、冬休みの間に開講する民間塾の特別講座に高校生がヤングティーチャーとして参加したり、高校主催の上級学校出前講座に高校生に混ざって中学 3 年生も参加したり、部活動において弓道部や剣道部、バレー部が合同で練習をしたりしているとのこと。

これらの取組をさらに進めるとともに、中高だけでなく小中、さらには幼保小の連携を推進することで幼保小中高の各段階の学びをつなぎ、子供たちの成長段階に応じた支援を行うことで、より豊かな学びを実現できるようになると思います。

具体的には、以下のような検討をしてはどうかと思います。

まず、（1）中高連携とキャリア教育プログラム「ひなた場」についてです。

昨年度に宮崎県キャリア教育支援センター主催で対話型キャリア教育プログラムである「ひなた場」が上野中学校で開催されました。

「ひなた場」とは、生徒と地域の大人がお互いに人生を語り合う対話を通して、生徒が将来を考えるきっかけをつくるのが目的の 1 つです。

上野中学校で開催された「ひなた場」では、生徒 22 人に対して 15 人の地域の大人が講師として参加し、盛会に開催されました。

一方、えびの市では、中学生に対して地域の大人ではなく、飯野高校の生徒が講師として参加し「ひなた場」を開催しているそうです。

中学生にとっては歳の近い高校生の先輩だからこそ気軽に相談でき、高校生にとっては自分のキャリアについてアウトプットする貴重な場となっており、中学生、高校生の双方にとって大き

な成長の機会となっているようです。

本町の中学校におけるキャリア教育においても「ひなた場」や類似のプログラムを開催し、高校生を講師役に招いてはいかがでしょうか。

次に、（２）中高連携推進と連携型中高一貫校についてです。

現在の中高の連携は部分的な連携にとどまっております。例えば、高千穂高校魅力向上の一環として学力向上のため民間塾との連携に取り組んでいますが、この取組はあくまで学校のカリキュラムとは別の取組です。

本質的な学力向上に取り組むならば中高で一貫したカリキュラムを構築し、中高の６年間で学力向上を目指す方が成果を上げられると思います。

また、現在の大学入試は従来の学力試験一辺倒から推薦入試やＡＯ入試など、学力に加えて人物評価や社会貢献意識、コミュニケーション能力が重視される試験が増加しています。

こうした入試の傾向に対応するためには、中高の６年間を通じて地域における探求学習に力を入れることが生徒たちの進路選択において大きな強みとなると思います。

以上のことから、中高の連携をさらに推進し、最終的には連携型中高一貫校を目指すべきだと思います。

また、高千穂中学校と高千穂高校の連携型中高一貫校でもよいですが、理想は西臼杵３町の中学校と高千穂高校の連携型中高一貫校だと思います。

次に、（３）小中連携と教科担任制についてです。

中高連携を進めると同時に、小中連携についても推進するべきだと考えます。推進することで学びの継続性が確保されるとともに、中一ギャップに代表されるような生徒の不安の解消にもつながります。

現在、文科省において小学校高学年における教科担任制推進の動きがあり、本町においても、今年度、高千穂小学校が教科担任制推進校となっています。

また、既に上野小と上野中において中学校の先生が小学校で授業をする取組が行われていると聞いています。

今後、小中連携を推進するためにも町内全ての小学校において小学校高学年の教科担任制を推進し、かつ中学校の先生が小学校で授業をし、逆に小学校の先生が中学校で授業をする相互乗り入れの取組を推進してはどうかと思います。

次に、（４）小中連携と合同文化発表会についてです。

上野中学校は上野小学校と一体型の学校であったこともあり、町内の他の小中よりも連携が進んでいるものと認識しています。

しかし、御承知のとおり上野中学校は今年度末で閉校となり、来年度からは高千穂中学校に統

合されます。

上野中学校の閉校は今の社会情勢から考えると致し方ないですが、これまでに培ってきた小中連携の取組のうち、高千穂中学校においても取り組めるものは取り組むべきだと思います。

例えば、上野小中学校で行われていた合同文化発表会については同様の取組を実施できないかと思います。高千穂中学校と町内5つの小学校が合同でダンスや棒術、神楽などを発表する機会を設けてはいかがでしょうか。

次に、（５）幼保小連携と体験入学などの交流についてです。

幼稚園、保育園から小学校への移行は、小学校から中学校、中学校から高校への進学に比べて環境の変化が非常に大きいものです。

幼稚園、保育園は家庭的な環境であるのに対し、小学校は授業の間ずっと着座しておくなど規律の正しさや学びに重点を置いた環境です。

そのため、幼稚園、保育園から小学校へスムーズに移行するための取組を推進してはどうかと思います。

現在でも幼稚園、保育園と町内小学校の交流は行われておりますが、小学校の授業を体験したり、給食を体験したりするなど、より実際の小学校生活を体験する体験入学のような機会を設けてはどうかと思います。

次に、（６）幼保小中高一貫教育についてです。

これまでに述べてきた、中高、小中、幼保小の連携を推進することで、最終的には幼保小中高一貫教育の体制を構築してはどうかと思います。

例えば、山形県小国町では、保育園から高校までの15年間の連続性、系統性を重視した保小中高一貫教育に取り組んでいます。

具体的には、英語教育を核に取り組んでいるようで、就学前から英語に触れ、高校生のときには海外への修学旅行や留学などにも取り組んでいるようです。

何を核として幼保小中高一貫教育に取り組むのかは別の議論が必要になりますが、一貫教育に取り組むことで各段階の学びが途切れることなく子供たちの学びの質を向上させることができると思います。本町においても幼保小中高一貫教育に取り組んではいかがでしょうか。

この件の最後として、（７）連携や一貫教育推進のための組織、計画づくりについてです。

幼保小中高の各段階において、現在の部分的な連携から全体的な連携にするためにも連携を推進する組織づくりが必要だと考えます。

例えば、山形県小国町では一貫教育の推進に当たり、教育長、各小中高校の校長、町教育委員などで一貫教育推進協議会を組織し、さらにその下に様々な専門部会を設置しているようです。

また、連携推進、さらには一貫教育を推進するに当たり、学校、保護者、地域が目指す学校像

や目指す児童生徒像について共通の認識を持つことが求められます。

そのためにも幼保小中高を通じてどのような方針の下で児童生徒を育てるのかについての計画づくりが必要だと思います。

以上を踏まえ、教育長及び町長に伺います。

①中学生のキャリア教育に高校生を招いてはいかがでしょうか。

②連携型中高一貫校を目指してはいかがでしょうか。

③小学校高学年の教科担任制の推進及び相互乗り入れ授業を推進してはいかがでしょうか。

④上野小中学校の合同文化発表会と同様の取組を高千穂中学校と町内5つの小学校でできないでしょうか。

⑤就学前に実際の小学校生活を体験する取組をしてはいかがでしょうか。

⑥各段階の連携を推進し、最終的に幼保小中高一貫教育の体制の構築を目指してはいかがでしょうか。

⑦連携推進、一貫教育推進のための組織づくり、計画づくりに取り組んではいかがでしょうか。

次に、2件目の質問に入ります。

ファミリーサポートについてです。

ファミリーサポート事業は、子供の送迎や預かりなど子育てについて援助を受けたい人と援助を行いたい人が地域で相互援助を行うもので、本町の場合、両者のマッチングを町社協がしています。

本町においては令和元年度から始まりましたが、利用は少なく、毎年度1から2件の利用にとどまっている状況です。

一方で、県内の他自治体では利用が広まっており、例えば宮崎市、国富町、綾町を対象とするファミリー・サポート・センターみやざきでは、令和5年度で1万2,000件を超える利用があるとのこと。

本町がより子育てをしやすい町になるためにも、本町におけるファミリーサポートの利用促進を図る必要があります。

具体的には、次のような検討が必要と考えます。

まず、(1)利用料に対する補助制度です。

本町のファミリーサポートの利用料金は1時間500円で、別途、活動に必要なガソリン代などを負担します。この利用料は全額サポート会員に支払われます。つまり、ファミリーサポート事業は利用者が経費の全てを負担しています。

経費の全てを利用者が負担するという点は、利用者が経費の一部を負担し、残りを行政が負担している産後ケア事業や子育て世帯訪問支援事業とは大きく異なります。

ファミリーサポートは子供の送迎にも利用できますが、仮に月曜日から金曜日まで毎日利用したとすると、1週間に最低でも2,500円とガソリン代がかかります。1か月となると1万円以上の負担となります。

このように日常的に利用するとなるとかなりの負担となります。こうした利用料金の負担から日常的に利用したいという思いがあったとしても利用をためらう人もいるとのことです。

一方で、宮崎市においては、利用料の負担軽減のため利用料に対する補助制度があります。ファミリー・サポート・センターみやざきにおける利用料は1時間当たり800円ですが、世帯の状況により400円から700円の補助を行政が行っているとのことです。

こうしたファミリーサポートの利用に対する補助制度については、県内において宮崎市以外にも広がっていますが、本町には補助制度がありません。本町がより子育てをしやすい町になるためにもファミリーサポートの利用に対する補助制度を早急に整備する必要があると思います。

次に、(2) 補助の制度設計についてです。

ファミリーサポートの利用に対する補助制度について県内で宮崎市以外にも広がっていますが、補助の制度設計については自治体により相違点が見られます。

例えば、宮崎市においては、多子世帯やひとり親世帯などについて1時間当たり700円を補助、その他の世帯については400円を補助するなど、世帯状況に応じた補助制度となっています。一方で、世帯状況に関係なく一律に半額の補助となっている自治体もあります。

世帯状況に応じた補助制度と一律の補助制度とそれぞれメリット、デメリットがありますが、ファミリーサポート事業の性質から考えると世帯状況に応じた補助とするのがふさわしいと思います。

また、子ども・子育て交付金において、ファミリーサポートセンターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算もあることから世帯状況に応じた補助制度とすることが望ましいと思います。

以上を踏まえ、町長に伺います。

①ファミリーサポートの利用に対する補助制度を早急に整備する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

②補助制度を整備するとして、世帯状況に応じた補助制度とするのがよいと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。答弁をお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長、登壇願います。

○教育長（戸敷 二郎教育長） それでは、板倉哲男議員の御質問にお答えいたします。

1 件目の幼保小中高連携推進について。

1点目の中学生のキャリア教育に高校生を招いてはどうかとの御質問であります。初めに、本町のキャリア教育の取組につきまして御紹介させていただきます。

宮崎県教育委員会では、毎年、中山間地の中学生を対象に「中山間地エリア会議（キャリア教育推進セミナー）」を開催しておりますが、昨年は10月に上野中学校を会場に開催されました。

会議の中で開催された対話型キャリア教育プログラム「ひなた場」は、中学校段階からのキャリア形成支援の取組として、大人との対話を通じて県内の子供たちが宮崎で暮らし、働く意義を理解した上で自分自身の進路先や将来像を描けるようになることを目的に開催されており、上野中学校においても町内で働く畜産農家や医療従事者、地域おこし協力隊、議会からも板倉議員と本願議員に講師を務めていただき、中学生に先輩としてのアドバイスを送っていただいたところです。

今回の取組は、中学生にとりましても大人たちとお互いに人生を語り合い、地域の大人との対話を通じて中学生が自身の将来のことや高千穂のまちづくりなどについて深く考え、思い描いていくきっかけとなったようです。

議員からお示しいただいた、えびの市の高校生が講師として参加し「ひなた場」を開催しているという事例については、本町でも子育て応援「ゆい高千穂」事業の中の夏休み学習教室の中で同様の取組を行っております。

年度によっては、高校生に代わって延岡の九州医療科学大学（旧九州保健福祉大学）の学生さんに講師をお願いしたり、高千穂高校生をお願いしたりしています。

また、冬季休業中の学習教室は、インフルエンザ感染症予防や大学入試、高校入試などを考慮して実施を昨年度より取りやめていますが、これに伴い、高千穂高校生から小中学生に向けてのキャリアアドバイスのメッセージを文章の形で届けてもらっています。

メッセージには、小中学生のときに取り組んでおいたほうがよいことや自分が高校卒業後に目指した進路決定のいきさつなど細やかに記されており、受け取った小中学生には大変参考になるものとなっています。

また、町教育委員会では、このような小中高連携を強化するために次年度から町独自のキャリア教育コーディネーターの設置を予定しており、子供たちの将来のキャリアデザインがより具体的になるよう準備を進めているところです。

このコーディネーターの設置により、小中と高校及び町内基幹産業の中核的な方々との連携がさらに密になっていくことをイメージしているところです。

今回、御質問のあった「ひなた場」や類似のプログラムに関しても、このコーディネーターが中心となって進めていくこととなります。本町のような中山間地特有の現状を踏まえ、将来を見据えた柔軟なコーディネートを進めていってもらう考えであります。

次に、2点目の連携型一貫校を目指してはどうかについてであります。御存じのように、県内には県南部の地域で県立高校と市立中学校の間に連携型中高一貫校の取組が進められております。

この県南地域の取組が始まった頃、本町においても1回だけ県教育委員会とこの取組について協議を行った記録が残っております。県全体としてもこの取組について注目が集まっていたことが、本地区も含め同じ取組にシフトした地区はこれまで現れておりません。

県南地域の取組のきっかけは高校存続のためであったと承知していますが、現在の流れは中高一貫ではなく高校の全国枠募集により存続を目指す方向にシフトしていると思われます。

中高一貫の具体的な中身は、高校入試の軽減化と一部教科の授業の乗り入れ及び一部行事と部活動の合同実施であると聞いております。県立の中高一貫校ではありませんので、それぞれ別々に編成する教育課程の中で可能な範囲での連携をしているということです。

これが県立の中高一貫校となれば、1年生から6年生というスパンの中で一貫した流れを持った教育課程を組んでいくことになりますので、連携型一貫校との大きな違いはこの点に現れてくると思います。

現在、町内中学校と高校との連携は乗り入れ授業こそ行っていないですが、さきの1点目の御質問でもお伝えしたように、かなり以前から高校生からのキャリアアドバイスを提供して貰ったり、一部の部活動での合同練習会やクリニック参加などを続けています。

昨年度は高校側から御案内をいただき、高校生に対する企業説明ガイダンスに郡内の全中学2、3年生を招待してもらい、単独の中学校では招聘できないような企業からの話も聞くことができるようになっていました。この取組は本年度も実施されました。また今後も継続していただけるようです。

また、6点目の御質問とも重なりますが、先月、11月26日に高千穂中学校で開催された熊本大学・高千穂塾の取組は、9年前、当時、高千穂中の校長であった私と高千穂高校の小八ヶ代校長と一緒に熊本まで出向き、熊本大学の名誉教授の吉玉先生の御支援を受けながら設定した取組です。

開催初年度とした平成28年度は、熊本地震の発生により開催を見送りましたが、翌、平成29年度から本年度まで合計8回、コロナでのオンライン開催を含め連続して開催しております。

本年度の開催でちょうど町内小中学校との交流が一巡しましたが、毎年、熊本大学の留学生と英語を使ったコミュニケーションの機会を高校側から提供していただいています。

また、御提案いただいた郡内中学校と高千穂高校の連携型一貫校の構想については、様々な角度からの検討に相当な時間を要すると思われますので、今回の答弁にてその可否を述べることは差し控えさせていただきます。

次に、3点目の小学校高学年の教科担任制の推進及び相互乗り入れ授業を推進してはどうかについてであります。議員御指摘のとおり、一昨年度から文部科学省は小学5年生からの教科担任制を推進するように求めています。

それを受け、本年度、高千穂小学校に一部教科担任制を研究する目的で研究校指定を受け、これに伴う加配職員を1名配当されています。

また、新学習指導要領からは小学校の英語活動が教科としての英語科として位置づけられ、英語の免許を保有する職員が専科としてALTと一緒に授業を担当しています。

このように見ていきますと、お気づきとは思いますが、文部科学省は実質的に小学5年生からの中学生化を目指す方向性を示しています。これまでの教科担任制と英語科の授業は中学校に入学してからという概念とは変化してきているわけです。

この流れは、現在、全国に広がりつつある義務教育学校の設置にも見ることができます。設置された義務教育学校の9年間の区切りは、小学1年生から小学4年生までを前期、小学5年生から中学1年生までを中期、中学2、3年生を後期とする流れが主流であるようです。

この区切りは、子供の身体発達学や脳科学的側面からもエビデンスの示された区切りであり、11歳からの教科担任制や英語の学習は科学的にも理にかなっているとされています。

以上のようなことから、本町においても小学校高学年からの教科担任制は積極的に取り入れていこうと考えております。

しかし、一方では教職員定数法の縛りがあり、例えば完全複式の小学校には教諭は3人しか配当されず、やむを得ず管理職が一部の授業を担っているのが現状です。

町費で複式解消の職員を雇用する予算を認めていただいておりますが、この人材不足の現状で、2年間、複式解消職員を配当できておりません。

この件については、県を通して文部科学省に対して複式学級編成の基準を緩和するように求めています。現実には厳しいのが実態です。

このような現状から、実施可能な学校から可能な教科を見極め、教科担任制を導入していきたいと考えております。

また、小中学校教職員による相互乗り入れの御提案もいただいておりますが、この件についてもかなりの条件整備が必要であると考えます。

仮に、町内全小中学校でこれを実施すると考えたとき、乗り入れをするための職員の移動の時間と自身の授業の持ち時間との調整が必要となります。

職員が授業をしていない時間帯を俗に「空き時間」と呼んだりしていますが、その時間には教科テストの採点をしたり、生活ノートを見てコメントをしたり、割り振られた校務分掌の作業や会議をしたり、さらにこの時間を使って不登校生徒宅への家庭訪問をしたりしながら、また次の

授業に向っているというのがほとんどの職員のリズムです。

併せて、「昼休み」と呼ばれる時間帯も生徒会の委員会指導や教科の個別指導に当たっているのが通常です。また、小学校で教科担任制がない場合は、朝の会から帰りの会まで1人の職員が通して担当しますので「空き時間」はない状態です。

加えて、相互乗り入れをする際は、必ず小中学校それぞれの職員同士で授業に対する打合せを行っておく必要があり、仮にオンラインを活用したと想定したとしても双方に共通の時間を見いだしていくのには困難を極めます。

同じ校舎内に生活している上野小中学校であっても、この打合せの時間をつくるための時間割の操作には苦勞をしました。

教育事務所から放課後があるではないかとの御指摘を受けたこともありましたが、中学校では放課後は部活動の指導、管理もあり、生徒だけの部活動にするのは安全管理上の問題もありました。

このような現実の中、小中もしくは中高で相互乗り入れを計画していく際は、可能な限り勤務時間内の共通の時間を見つけ出し取り組もうとはしてきましたが、実際は勤務時間終了後や場合によっては休日を使つての打合せなど、職員のサービス残業的な取組に支えられてきた側面が多くあります。

働き方改革の在り方が話題とされる中、この状態を改善しながら町内全小中学校で相互乗り入れ授業を実施するためには、法的なバックアップを含め相当な研究を進めていかなければならないと考えます。

次に、4点目の上野小中学校の合同文化発表会と同様の取組を高千穂中学校と町内5つの小学校でできないかについてであります。御案内のとおり、上野小中学校につきましては平成19年度から小中学校が併置校となり、小中と9年間を通した児童生徒の育成や小中合同行事の開催、伝統芸能の継承など特色ある学校づくりが展開されてきたところであります。

併置校となって最初に取り組んだ合同行事は小中合同運動会でした。当時は現在ほど熱中症による健康被害の報告も少なかったことから、約1か月のずれがあった中学校の体育大会と小学校の運動会を中学校側のスケジュールに合わせて9月初旬に開催していました。

しかし、四、五年前からは熱中症対策のために中学校が5月開催となったため、小学校もこれに合わせる形で上野小学校だけが5月開催となっていました。

単独小学校に戻る次年度からは、町内の他の小学校と同様、10月中旬に開催する予定が次年度の教育課程の中で計画されているということです。

また、御質問の上野小中学校合同文化発表会については3年前から実施されております。中学校の文化祭に相当する小学校の行事は学習発表会などと呼ばれ、当該学年の学習のまとめとして

3学期の中頃に開催されるのが一般的です。

上野小中学校合同文化発表会では、この学習発表会とは別に小学校の棒術からエイサーまでの流れ、そして中学校に入学してからの臼太鼓と神楽といった地域伝統文化の継承活動の発表に重点を置いた取組を行ってきました。

上野小中学校では、中体連大会や定期テスト、高校入試がある中学校の教育課程に小学校側が合わせるという形を取り、他の単独小学校とは違ったリズムでの年間計画の実践をお願いしてきました。

このように、上野小中学校では併置校として小中学生の交流や小中合同での文化発表会なども行われてきたところではありますが、引き続き、上野小中学校と同様の取組を行うに当たっては高千穂中学校と各小学校とでは地理的にも離れているため、中学校と各小学校とで相互にしっかりと計画を立てる必要があります。

具体的には、①日程の調整、②合同文化発表会の全体時間、③参加する学年、④発表の時間配分、⑤当日の移動手段と確保、⑥会場の確保、⑦合同文化発表会実行委員会の設置と先生の構成、⑧発表のための道具や楽器等の運搬、⑨当日の運営のスタッフ（教職員等）の確保と業務分担、⑩予算の確保など実施までに多くの検討事項があり、準備のための先生方を含めた会議も複数回必要となってきます。

そのため、実施するには各学校の年間行事の擦り合わせや合同文化発表会の実施計画の作成など、全学校の人的、時間的な協力を得ないとかないけませんので、学校のみで合同文化発表会とするのかや既存の町の行事である「町民のつどい」に発表の場を設ける方法を検討するなど、学校と地域、町民とが一体となった取組を模索することも必要ではないかと考えます。

上野小中学校の合同文化発表会と同様の取組については、開催が可能かどうか全学校の意向も伺いながら検討してまいりたいと存じます。

次に、5点目の就学前に実際の小学校生活を体験する取組をしてはどうかについてであります。令和4年4月に文部科学省から「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き」が出されたことから、本町においても幼保小の連携の在り方についての見直しを始めました。

見直しを進める中で、これまでの就学前の園児と小学生の交流や体験活動は各園と各小学校の単線によるものが主流であったことが見えてきたため、令和5年度からは組織として複線的に取り組む手立てを講じるため、双方の代表者を集めた協議会を開催しております。

今年度からは幼保小の連携接続を教育委員会と福祉保険課とで進めており、園長と学校長との代表者会議や担任の保育士や学校の職員による担当者会を開いて子供たちのために必要なことは何かを意見交換し、園と学校との相互理解と情報共有を柱に連携と交流のための土台づくりを始めています。

就学前に小学校で体験することが小学校生活や学習への興味関心の向上、自分のことを自分でしようとする自立への芽生えにつながるものと考えています。

本町のシステムとしての幼保小連携接続は始まったばかりですが、既に各小学校では就学前に在学児童との交流を行っており、交流の内容は学校の教室や体育館で1、2年生や5、6年生とのレクリエーションゲームやお絵描き、読み聞かせなどが行われております。

実際の小学校生活の体験とは異なりますが、現在の各学校の取組をベースに、より必要な内容を園と学校からの意見を取り入れながら柔軟な取組を継続してまいりたいと存じます。

また、冒頭の「幼保小の架け橋プログラム」の中では、ゼロ歳から18歳までの学びの連続性にも配慮すべきことが示されていますので、昨年度より町内の小中高の代表者による協議会も立ち上げております。

現時点では、ゼロ歳から18歳までの学びを支える重要な要素として、非認知能力の育成に視点を絞って協議を深めていく予定としております。

次に、6点目の各段階の連携を推進し、最終的に幼保小中高一貫教育の体制の構築を目指してはどうかとの御質問であります。本町では、今年度から2年間、宮崎県の幼保小連携・接続推進体制整備事業に取り組んでおります。

取り組むべき内容は、遊びを通しての総合的な指導を中心とした幼稚園、保育所、認定こども園等における幼児期の教育、保育と小学校教育とが円滑に接続できるよう幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校の共通課題に関する連携した取組や幼児と児童の交流の機会、職員間の幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、これを10の姿とありますが、共有した意見交換、事例研修を推進することとされており、本町ではこの取組を進めていくに当たって、先ほど述べましたとおり、今年度から中学校までを含めた幼保小中連携の協議の場として、6月に園長と学校長との幼保小中連携接続推進会議を開催し、8月には担任の保育士や学校の教職員による幼保小中連携接続担当者会を開催して取組の概要や今年度の事業計画などについて説明させていただいております。

また、議員からお示しのあった山形県の事例では、英語教育を核に取り組んでいるとのことでしたが、本町においても小中の連携の中で英語に特化した取組をスタートさせようと考えています。

御案内のように、本町を訪れるインバウンドの数は年々増加傾向にあると感じています。高千穂小中高に関して言えば、自分たちの通学路に、朝、昼、晩、多くの外国人が行き来している状況は、県内の他地区には見られない本町のみが有する学びのチャンスと捉えています。

この状況は、9年前、私が高千穂中校長の頃にも既に始まっていたので、中高生による放課後英語案内所として高千穂高校にも参加を呼びかけましたが、中高での連携はできずに中学生

単独の取組として実践いたしました。

高千穂中の文化祭（紅葉祭）が終了して、私立高校入試が始まるまでの約3か月間の短い取組ではありましたが、多くの外国人のニーズに応えることができた上に、外国人から聞かれる高千穂の風土や歴史について自分たちが何も理解していない現実気づき、自ら郷土の歴史などを学ぶよいきっかけをもらうことができました。

また、先日の新聞報道では、岩戸小学校3年生が翻訳アプリを駆使して天岩戸神社を訪れた外国人観光客と交流する姿も報じられました。

このように、県内他地区には見られない本町ならではの英会話に関する優位性を存分に活用しながら、生きた英語学習の環境を整えていきたいと考えています。

3点目の答弁でもお伝えしたように、9年前とは違い、小学5年生から英語が教科となったこと、また翻訳アプリも9年前とは比べものにならないほど性能が向上したこと、そして何よりも全ての学校にコミュニティ・スクールが設置されたことにより、学校と地域が一体となってこのことに取り組む環境が整ったことが決断の大きな要因です。

さらに、高千穂高校普通科と情報ソリューション科では、英語力の強化につながるプログラムに取り組み始めたと聞いていますので、9年前には実現できなかった中高連携を小中高連携に拡大して、生きた英語を身につけられる町として実践を積み重ねていきたいと考えています。

これらのことも含め、引き続き代表者会議や担当者会を通じて幼児教育や小学校教育のよさや違いを理解した上で連携していくとともに、「幼保小の架け橋プログラム」に基づいた幼保小連携活動や合同研修の機会を設定し、保育園、認定こども園、小学校の連携を密にすることにより、さらに中学校、高等学校を含めた相互の支援体制の構築を進めてまいりたいと存じます。

次に、7点目の連携推進、一貫教育の推進のための組織づくり、計画づくりに取り組んではどうかとの御質問であります。これまで6点目までの答弁と重複する部分もたくさんありますので、御質問に簡潔にお答えいたします。

6点目までの御質問にも出てきたように、それぞれの課題に応じて検討、推進する会議を立ち上げておりますが、幼保小中高という長いスケールの中で中核・中間となる小中の部分を担っているのが設置者である私たち町教育委員会であります。

当然のことですが、長い歴史の中で小中学校校長会、教頭会、教務主任会、特別支援教育研修会など様々な分野での小中間の連携を主管してまいりました。

また、町内では子ども・子育て会議や子育て応援「ゆい高千穂」事業など、子育てや教育に関する活動が行われております。

これまでお伝えしてきたように、これらの取組を時代のニーズや環境の変化に合わせて再構築していく段階にあると認識しておりますので、議員御指摘のとおり、次の時代を生きる子供たち

のために「今、何が大切なのか」という問いに、学校、保護者、地域が一体となって取り組んでいくための体制づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

引き続き、様々な御意見をいただきながら、毎年1回開催しております町長部局との総合教育会議にも投げかけていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） 教育長に引き続きまして、板倉哲男議員の御質問にお答えいたします。

2件目のファミリーサポートについての御質問のうち、1点目のファミリーサポートの利用に対する補助制度を早急に整備する必要があると思うが、いかがかについてであります。現在、本町のファミリーサポート事業では、複数名利用される際は2人目が半額の利用率と設定されておりますが、それ以外の設定がございません。

他自治体では利用率の支援を実施しているところが増えてきておりますので、動向を見ながら金額設定など検討していきたいと思っております。

次に、2点目の補助制度を整備するとして、世帯状況に応じた補助制度とするとよいと考えるが、いかがかについてであります。議員の御指摘のように補助制度を導入するとすれば、例えば非課税世帯やひとり親世帯などを対象とする補助を考えることになろうかと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） では、再質問をさせていただきます。

1件目については非常に詳細に答弁をいただきましたので、2件目のファミリーサポートについての再質問をしたいと思います。

ファミリーサポートの利用に対する補助を町としてしてはどうかということをお伝えしましたが、答弁としまして、ほかの自治体の動向を見ながら検討していきたいという答弁をいただきました。

では、まず現状をというところで福祉保険課長に伺いたいと思っておりますが、県内の市町村でファミリーサポートを実施しているのが幾つの市町村あって、そのうち幾つの市町村で補助をしているのかを把握していれば答弁をお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

現在、県内ではファミリーサポートセンター事業を実施している自治体が、御質問の中にもありましたがファミリー・サポート・センターみやぎは、宮崎市、綾町、国富町が合同で実施をされております。そちらを1か所と数えたときに、県内で15の自治体がこの事業に取り組んで

おります。そのうち何かしらの助成をされているところが9自治体ございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 現状として県内9つの自治体で補助があるということでした。

やはり補助を出している自治体も増えているということ、現状になります。

また、補助があるのとないのとでは利用の状況も大きく変わっているようです。冒頭にファミリー・サポート・センターみやざきにおいて、令和5年度は1万2,000件を超える利用があると言いましたが、補助のない時代、平成29年度や平成30年度は3,000件程度の利用にとどまっていたようです。

その後、令和元年度から補助がありまして、やはり補助があれば伸びていきまして、また、その補助も最初は利用時間の上限等あったようですが、令和3年からその上限も撤廃し、どんどん伸びていったという状況にあるようです。やはり補助があればあるだけ、このファミリーサポートの利用が促進されるのかなというふうに思います。

以上のようなことを受けまして、再度、町長にファミリーサポートの利用に対する補助についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉哲男議員の御質問にお答えいたします。

補助の在り方については一考する必要はあるのかなと思っておりますけれども、高千穂町において、それ以前に利用がなかなか進んでいかないというところについては、やはり親戚あるいは実家といったところ、あるいはお知り合いや親同士の中で何とかなっている部分もかなりあるのかなというふうに思いますし、一番は、やはり普段付き合いのない方に子供を預けるというところについての不安の払拭がなかなかできていないのかなというところが一番大きな要因ではないかなと考えております。

金額よりもそういった部分のほうが大きいのかなと思っておりますので、そこらあたりのマッチングの在り方、そして、こういった方がファミサポのサポートメンバーというか、預かる方たちであるというところの紹介といったところにさらに力を入れていくことがまず必要なことなのではないかというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 町長の答弁にあったことも非常に一理あるかなと思います。

ただ、現状、そのマッチングは非常に社協のほうも丁寧にしてきていまして、実際に利用する前にお互いに顔を合わせて、こういう人たちで支援させていただくということで丁寧にさせて

いただいているところです。

そこにプラスで、やはり補助もあれば、より利用が広がるものと思いますので検討をお願いしたいと思います。

本日、教育についてのことと子育て支援のこと、いずれも子供に関することを質問させていただきました。

現実問題としまして、本町も人口減少をしまして、特に子供の人口が減少をしていますが、もちろんこれ自体は喜ばしいことではありませんが、子供の人数が少ないからこそ実現可能な手厚い教育であったり、手厚い子育て支援があると思います。

本町が町内外の子育て世帯から、高千穂町で子育てをしてよかった、高千穂町で子育てをしたいと今以上に思ってもらえる町になれるよう一層の取組を期待しまして、質問を終わりたいと思います。

_____・_____・_____

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会します。

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後 3 時 05 分散会
